

621-99



1200501537766

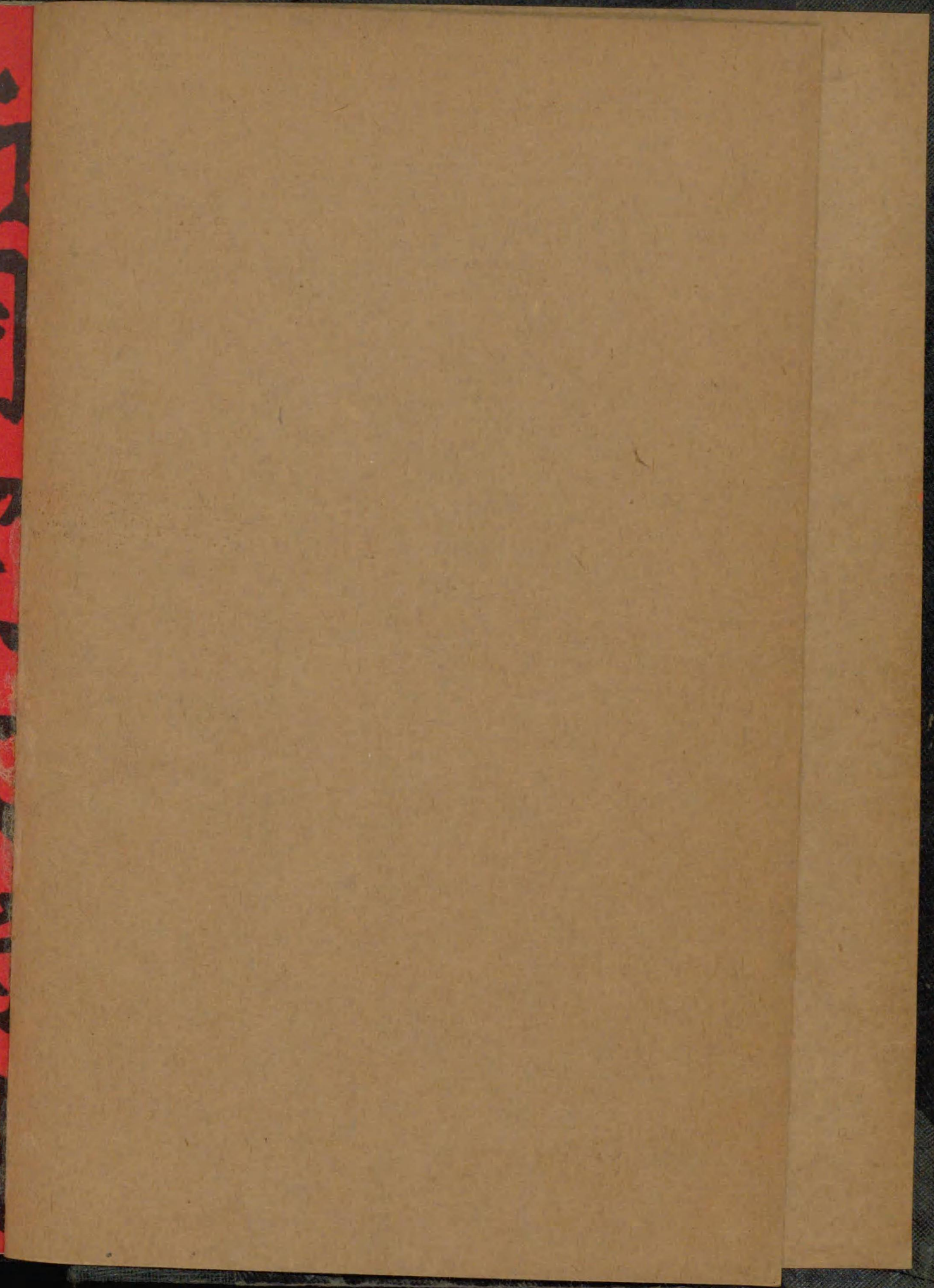
21
99


२१
९९

7. 8. 30

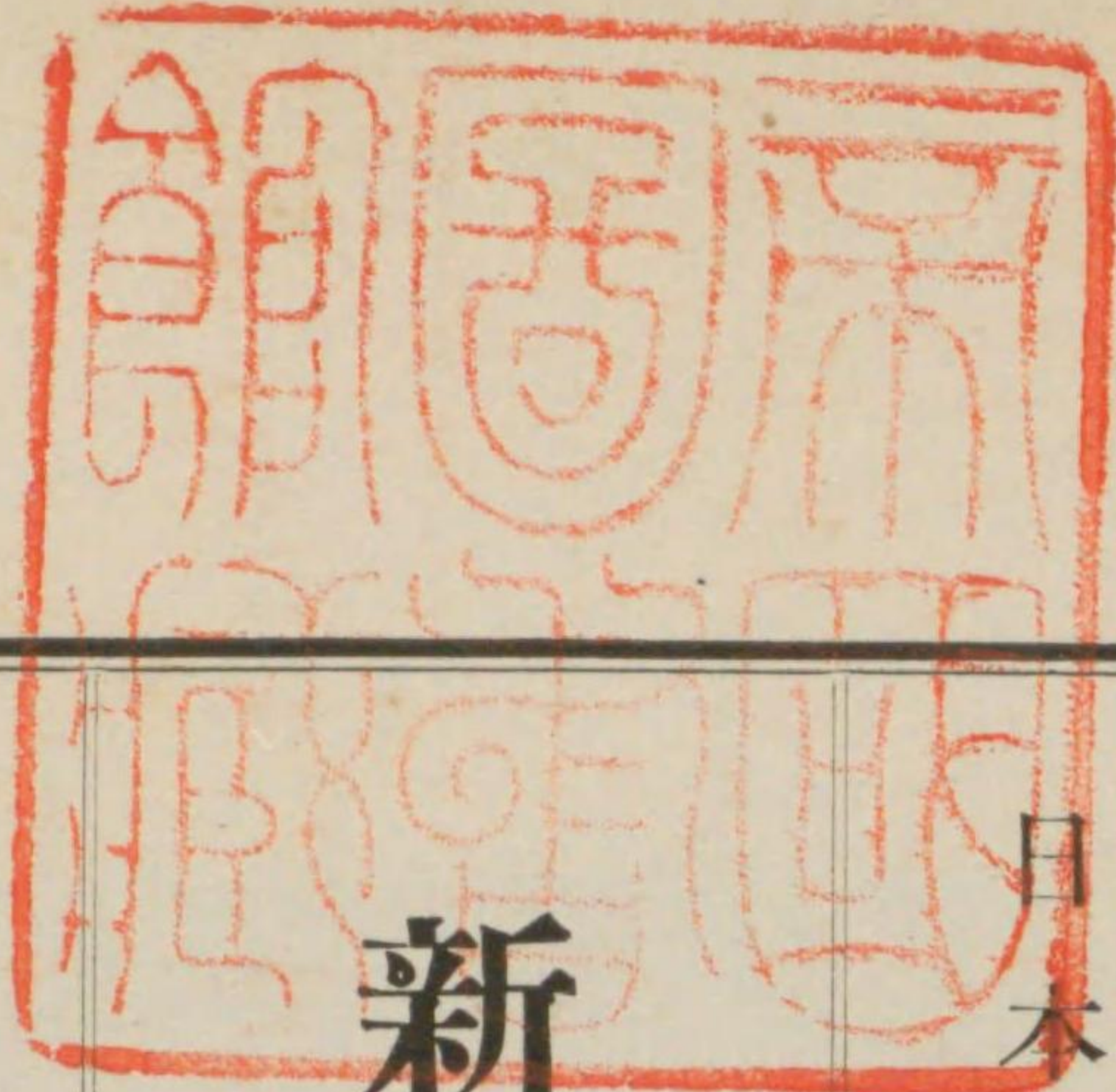


新國家大滿洲





624



滿洲國
立法院長
趙欣伯述

新國家大滿洲

東京書房版





影近氏伯欣趙

趙國宗大壽

621-99

新國家大滿洲 目次

滿洲國政府組織系統

滿洲國建國宣言……………二

執政宣言……………一〇

人權保障法……………一一

第一 滿洲國の展望……………二七

滿洲國の獨立……………二七

元首と國體……………一九

國旗……………一九

目次

一

年號と首都……………二〇
 版圖と人口……………二一
 創業の人々……………二四

第二 滿洲國の誕生……………三〇

東洋史の一大轉機……………三〇
 柳條溝事件と滿洲……………三一
 滿洲本然の史實……………三三
 清朝と滿洲政策……………三五
 軍閥張作霖と滿洲……………三七
 奉天票の擗取機構……………四二
 作霖を繼ぐ學良の虐政……………四六

滿洲國の生成……………五一
 滿洲新國家獨立の意義……………五一
 執政觀禮の大禮……………五四

第三 滿洲國の政治機構……………五六

一 國家大綱……………五六
 滿洲國の統治主權……………五六
 參議院……………五六
 四權分立制……………五六
 二 中央官制……………五六
 立法院……………五六
 國務院……………五九

監察院……………七九

法院……………八三

三 地方行政……………八三

各省……………八六

各縣……………八八

各區・村……………八九

第四 滿洲國創建の理想……………九五

一 建國の根本方針……………九五

王道政治の確立……………一〇〇

民權の自由開放……………一〇一

二 財政改革の根本方針……………一〇六

財政改革綱要……………一〇六

歳入豫算編成に關する方針……………一〇七

歳出豫算編成に關する方針……………一〇九

地方自治市縣に對する財務行政方針……………一一〇

第五 滿洲國の貨幣制度……………一二〇

通貨の無統一……………一二〇

支那側貨幣系統……………一二一

外國貨幣系統……………一二三

通貨流通高……………一二四

發券銀行……………一二六

幣制改革の基準……………一二八

第六 滿洲國産業の開發……………一三二

産業の開戸開放……………一三一

農産物……………一三三

鑛産物……………一三七

柞 蠶……………一四四

鹽……………一四五

皮革及毛皮……………一四五

木材……………一四六

貿易……………一四七

第七 滿洲國鐵道の統制……………一五四

軍閥治下の鐵道……………一五四

滿洲國建國宣言

執政宣言

人權保障法

滿洲國建國宣言

我が滿蒙の地は邊陲に屬し開國縣遠なり。これを往籍に徴し、分併稽ふべし。地質膏腴にして民風は樸茂なり。開放を経るに及んで生聚日に繁く、物産豐饒、實に奥府となす。然るに辛亥革命後共和國成立して以來、東省の軍閥は中原變亂の機に乗じて政權を攫取し、三省に據りて己の有となし、羆貔相繼ぎ、竟に將に廿年ならんとす。貪婪、驕奢、淫佚を逞うして、民生の休戚を顧ることなく、惟々私利をこれ圖る。内は暴斂横征を

恣にして揮霍し、その結果幣制紊亂し、百業凋零するにいたれり。且又時に野心を逞うして兵を關内に進め、地方を擾害し、民命を傷殘す。一再敗衄するも尙悛悔せず、外は信義を齷棄して釁を隣邦に開き悉く親仁の規に昧く、専ら排外を事とし、加ふるに警政修まらざるを以て、盜匪横行して四境に逼く、到る處擄掠焚殺して村里は一空となり、老弱は溝壑に陥り、餓殍は途に載す。我が滿蒙三千萬の民衆が命をこの殘暴無法なる區域の内託するは死を待たんのみ。何ぞよく自ら脱せんや。今や何の幸ぞ隣師に借りてこの醜類を驅り積年軍閥蟠居し、秕政萃聚せる地を一旦にして廓清す。これ天我が滿蒙の民に蘇息の良機

を興へしなり。吾人の當に奮然として興起し邁往勇進以て更始を圖るべきところなり。惟々是内中原を顧みれば、改革以來初めて群雄角逐して頻年戦争、近くは一黨專横にして國政を把持す。何をか民生と曰ふ、實に之を死に置くなり。何をか民權と云ふ、惟々利を専らにするなり。何をか民族と云ふ惟々黨あるを知るのみ。既に天下公と爲すと云ひ、又黨を以て國を治むと云ふ、矛盾乖謬にして自ら欺き、人を欺く。種々なる詐偽は究詰するに勝へず。近來内訌屢々起り、疆土分崩し、黨すら自ら存する事能はず。何ぞ能く國を顧みんや。茲に於て赤匪は横行し、災禍は洊りに起る。毒は海内を痛ましめ、民怨沸騰し、政體の不

良に痛心、疾首して曩昔における政治清明の時代を追思し、唐虞三代の遠きに幾んど及ぶべからず。これ我が友邦のともに目睹し、同じく感歎を深くする所なり。それ二十年試験の得る所を以てすれば、その結果こゝに至る亦廢然として返るべきなり。然るに尙疾を諱み、醫を忌み、その舊惡を怙み、民意は新に抑遏すべからざるに藉らんか、然らばその往くところを縦にすれば、寢く共産に至り自ら亡國滅種の地に陥るにあらざればやまざらんとす。今にして我が滿蒙民衆は天賦の機縁において萬惡なる政治國家の範圍外に振拔して自ら脱することを求めざれば、勢必らず皆溺れ、同じく盡くるに至らんとす。數ヶ月來屢々奉

天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區、蒙古各々旗盟の官紳民士の集合を経て、詳に研討を加へたる結果、意思既に一致し、惟へらく爲政は多言をとらず、ただ實行如何を見るのみ、政體は何等を分たず、ただ安居、集樂を主と爲す、滿蒙は舊時もと別に一國たり、今や時局の必要により自ら樹立を圖らざる能はずと。即ち三千萬民衆の意向を以て即日中華民國と關係を離脱し、滿洲國を創立する事を宣言し、是に特に建設綱要を中外に昭布し咸聞知せしむ。窃に惟うに政は道に基き道は天に基く。新國家建設の趣旨は一つに天に順ひ民を安んずる事を主とす。施政必ず真正の民意に徇ひ、私見を存する事を容さず。凡そ新國家

の領土内に居住するものはみな種族の岐視尊否の分別なし。原有の漢族、滿族、蒙族及び日本、朝鮮の各族を除く外、即ちその他の國人と雖も長久に居住を願ふ者は又平等の待遇を享くることを得。その常に得べき權利を保障しそれをして絲毫の侵損あらしめず、茲に極力往日の黑暗政治を剷除し法律の改良を求め、地方自治を厲行し、廣く人材を收めて賢俊を登用、實業を獎勵、金融を統一し、富源を開墾し、生計を維持し、警兵を訓練し、匪禍を肅清す。更に進んで言へば教育の普及は正に禮教を崇ぶべし。王道主義を實行して必ず境内一切の民族をして熙々皞々として春臺に登るが如くならしめ、東亞永久の光榮を保ちて世

界政治の模型となさんとす。その對外政策は信義を尊重して力めて親睦を求め、凡そ國際間の舊有の通例は謹みて遵守せざることなく、その中華民國以前各國と定むる所の條約上債務の滿洲新國家領土内に屬するものは皆國際慣例に照し繼續を承認す商業を創興し利源を開拓するため我が新國家に投資を希望する者あらば何國に論なく一律に之を歓迎し以て門戶開放機會均等の實を擧げんとす。以上宣布せる各節は新國家の立國に關する主要の大綱なり。新國家成立の日より初め新に組織する政府においてその責任を負ひ極めて誠懇なる表示をもつて三千萬民衆の前に向ひその實行を宣誓す。天地照鑑す、この言を渝ふるこ

となし。

大同元年三月一日

滿洲國政府

執政宣言

人類は須らく道徳を重んずべきに種族の別あり。即ち他を抑制し己を倡揚すれば、その道徳たるや甚だ薄し。人類は須らく仁愛を重んずべきに國際間の争あり。即ち人を損じ己を利すれば、その仁愛たるや甚だ薄し。

今我國を建立するに當り、道徳仁愛を以て主となし、種族の別、國際間の争を除去せば、まさに王道樂土の實現を見るべし。およそ我國民たるもの努めてこれを勉勵せよ。

大同元年三月九日

滿洲國執政 溥儀

人權保障法

全人民の信任に依り、滿洲國の統治を行ふ執政は、茲に全人民に對し、戰時若くは非常事變の際を除くの外、左記各項に準據して、人民の自由及び權利を保障し並びに義務を定むべきことを、誓約す。

第一條 滿洲國人民は、身體の自由を侵害せらるゝ事なし。公の權力による制限は、法律の定むる所による。

第二條 滿洲國人民は、財産權を侵害せられる事なし。公益

上必要による制限は、法律の定むる所による。

第三條 滿洲國人民は、種族・宗教の如何を問はず、凡て國家の平等なる保護を享く。

第四條 滿洲國人民は、法律の定むる所により、國又は地方團體の公務に參與するの權利を有す。

第五條 滿洲國人民は、法令の定むる所により、均しく官公吏に任ぜらるるの權利を有し、その他の名譽職に就任する義務を負ふ。

第六條 滿洲國人民は、法令の定むる手續に従ひ、請願をなす事を得。

第七條 滿洲國人民は、法律の定めたる法官の裁判を受くるの權利を有す。

第八條 滿洲國人民は、行政官署の違法處分により權利を侵害せられたる場合においては、法律の定むる所に従ひ、之か救治を請求する事を得。

第九條 滿洲國人民は、法令によるに非らざれば、如何なる名義においても、課税・徵發・罰款を命ぜらるる事なし。

第十條 滿洲國人民は、公益に反せざる限り、共同の組織により、その經濟上の利益を保護増進する事を得。

第十一條 滿洲國人民は、高利・暴利その他一切の不當なる經濟

的壓迫に對し均しく保護を受く。

第十二條 滿洲國人民は、均しく國又は地方團體の公費による

各種の施設を享有する權利を有す。

第十三條 本法は大同元年三月九日より之を施行す。

大同元年三月九日

滿洲國政府

第一 滿洲國の展望

滿洲國の獨立

大同元年三月一日、滿洲國は名實ともに光輝ある獨立國家として生成しました。三千萬民衆の吸血鬼張學良軍閥を一朝にして屠り、干戈果しなき混沌亂離の南支那と離脱して、新五色旗は、高らかに新生命に躍動してゐます。誠に新五色旗の誇らかに象徴するが如く、此處大乘相應の地滿洲國は、史上未だ嘗て見ざる滿漢蒙日鮮五族融合の一大理想境であります。

由來、滿洲の地は、日支露三國の交界に位し、三國各々の熾烈なる國交の焦點は、常にこの地域にあつたのであります。特に支露國勢の消長は、この滿洲の地をして、再度ならず東亞の禍根たらしめたのみでなく、軍閥張家二代の匪行は、竟に滿洲をして「東洋のバルカン」世界のバルカンたるの危地に陥入らしめ

たのであります、かくして東亞全局の深まり行く暗雲は、その破局を到底彌縫すべくもなかつたのであります、天なる哉、昨年九月十八日、學良必死の暴戻は、却て千載に稱ふべき東亞全局の平和を誘導するに至つたのであります。私の畏敬するローマ法王廳特使クラウス博士は、這般の所謂滿洲事變を評して東洋に於ける「一大文明運動」と稱へてゐます。誠に博士の絶讃の如く、這般の事變は、迫りゆく東亞の危急を千載に安泰たらしめたるものであると共に、暴虐の下に抑壓されたる三千萬民衆をして更生光明の世界に救済せるものであります。我們的光明來了。かくして滿洲國の輝かしき建國は「東洋のバルカン」をして東亞の理想境たらしめんとするにあります。

既に五族融合をもつて滿洲國の眞生命となす。乃ち東亞の理想境滿洲國は、復興亞細亞の大濤の淵源となり、竟に人種的偏見の妄斷を是正し、中外に悖らざる世界道義の確立を達せんとするものであります。かくの如きを「一大文明運動」とは評して眞に適切であります。

元首と國體

滿洲國は、執政を元首として、溥儀氏を奉戴し、立憲共和制を採擇ゐたします。執政は全人民これを推舉し政府組織法第四條、執政は全人民に對して責任を負ひます(同第三條)。溥儀氏は、嘗て南方支那を統轄せる清國の帝王にして、滿洲の地は即ちその宗室の發祥地であります。乃ち溥儀氏の仁慈高風なる、齊しく三千萬民衆の景仰措かざるところであります。

國旗

新五色旗は、滿洲國の使命と理想とを表徴するものであります。國旗は、方形にして旗地四分の三を黄色となし、左上角四分の一の地内に赤青白黒四色を均分に横列します。旗地の黄色なる所以は、黄色は中國人の愛好する色であると共に滿洲の地を表象ゐたします。左上角内の四色は、赤色は熱

情を表し、青色は青春活潑を意味し、白色は純眞公平を、黒色は堅忍不拔を表示します。即ち新滿洲國建國の理想を表現するものであり、同時に五色は夫々滿漢蒙日鮮五族の融和を表明するものであります。

年號と首都

滿洲國の年號は大同と定めます。西曆一九三二年三月一日は即ち我が光輝ある建國の日、大同元年三月一日であります。大同とは、即ち不同同之、之謂大莊子天地第十二不同によりて不同を不同とせず、滿漢蒙日鮮五族融和自ら同とする滿洲國新國家の一大理想境創建を宣明するものであります。

禮記の禮運篇によれば、大同とは

大。道。ノ。行。ハ。ル。ル。ヤ、天。下。ヲ。公。ト。爲。ス。賢。ヲ。選。ヒ。能。ヲ。與。ヒ、信。ヲ。講。ヒ。睦。ヲ。修。ム。

故ニ人ハ獨リ其ノ親ヲ親トセス、獨リ其ノ子ヲ子トセス、老ヲシテ終フル所アリ、壯ヲシテ用フル所アリ、幼ヲシテ長スル所アリ、矜寡孤獨廢疾ノ者ヲ

シテ皆養フ所アラシム。男ハ分アリ、女ハ歸アリ、貨ハ其ノ地ニ棄テンコトヲ惡ミ、必スシモ己ニ藏メス、力ハ其身ヨリ出ササランコトヲ惡ミ、必スシモ己レノ爲メニセス。是ノ故ニ謀閉チテ興ラス、盜竊亂賊作ラス、故ニ外戸閉チス。是レヲ大同ト謂フ。

即ち大同は、天下を公となす大乘理想境であります。「東亞永久の光榮を保ちて世界政治の模型たらしめんとする滿洲國久遠の理想を宣揚するものであります。

新滿洲國は、更始一新と共に、四通八達滿洲の中原長春をトして新首都となし、これを新京と改名します。

版圖と人口

滿洲國は、行政上、奉天吉林黑龍江熱河及興安の五省に分れ、西は蒙古及支那、東北は露領シベリヤ、南は日本朝鮮及黃海に接する地域であります。總面積七萬七千餘方里、人口三千四百餘萬人の新國家であります。

滿洲國の面積と人口

省別	面積		人口	備考
	平方哩	平方軒		
奉天省	一二、〇〇八	一八五、二〇五	一五、一五一、六三〇	八二
吉林省	一七、三六〇	二六七、七五一	九、一九一、九八〇	三四
黑龍江省	三七、七七四	五八二、六〇六	五、二三一、三七〇	九
熱河省	一〇、一六八	一五六、八二六	四、五〇〇、〇〇〇	二九
興安省	—	—	—	—
計	七七、三一〇	一、一九二、三八八	三四、〇七四、九八〇	二九
滿洲國	一、一九二	三四、〇七五	二九	一九三〇年調
日本	六八〇	九一、四九三	一三五	一九三〇年調

世界に於ける滿洲國の地位

面積 (千方軒)

人口 (千人)

密度 (方軒)

一平方軒に對する密度

本國	三八二	六四、四四八	一六九	
朝鮮	二二〇	二一、〇五八	九五	
臺灣	三六	四、五九八	一二八	
樺太	三六	二九五	八	
支那	三、九七〇	四二五、〇〇〇	一〇七	新疆・蒙古・西藏ヲ除ク支那本部但シ支那ニ關シテハ各調査ニヨリ甚ダシク差違アリ
英本國	二四三	四五、八九一	一八八	一九二九年調
南阿聯邦	一、二二三	七、八九五	六・五	一九二九年調
佛本國	五五一	四一、二九〇	七五	一九三〇年調
獨乙國	四六九	六四、一〇四	七三	一九三〇年調
伊本國	三一〇	四一、五〇九	一三四	一九三〇年調
和蘭	二、〇八五	六一、六九七	三〇	一九三〇年調
蘭領東印度	一、九〇〇	五三、六五〇	二八	一九二七年調

創業の人々

溥儀執政

溥儀執政は、光緒帝の皇弟醇親王の長子であり、光緒三十四年十一月十四日、醇親王を攝政として、齡三歳にして大位を繼承されました。當時清國は己に頽衰し、内憂外患交々到り、遂に滅滿興漢の風潮は全國を覆ふに至つて、武昌革命の烽火に脆くも退位を餘儀なくされました。時に宣統四年二月十二日、帝位にあること僅かに三年であります。

退位後宮禁に寂しく深居、民國十一年北京の道臺榮源の女を迎へて大婚を擧げられました。

鬱無聊の幼帝は、深く學術を專攻され、陳寶琛について王道の學を修め、英人ジョンストンについて世界史を、胡適について新思潮を究められ、天資聰慧にして學業は深奥を極めてゐられます。

民國十三年秋、馮玉祥軍は禁城を包圍して強制的に宮殿退去を迫つた。氏

は身を以て北京西北方煤山の父醇親王府に逃れ、日本公使館に難を避くること八十餘日。後民國十四年二月、天津日本租界宮島街に寂しく假寓されてゐたのであります。

氏は深く歴年の戰亂を嫉み、常に國內災禍頻りなるを深く慨し、自ら民衆の罹災を修めるを得ないことを唏噓自責してゐられます。その仁慈高風なることかくの如くであります。

鄭孝胥總理

氏は、清廷の重臣であり、溥儀の師傅であります。七年間溥儀氏の左右にあつて懇々と孔孟の學、老莊の道を訓育して、王者の大義、善政の歸趨を開導して來ました。溥儀氏が滿洲國の元首に推舉されるに及んで、氏の出慮とその經綸の大展は、三千萬民衆の翹望するところであります。氏は古稀を逾ふること三歳であります。その氣概は壯者を凌ぐものがあります。

于沖漢院長

氏は、天資聰穎、稟性英邁、清代の秀才であります。奉天派諸

軍閥萬能の中に抗して、氏は、王永江と共に俊傑なる雙壁でありました。去年九月十八日事變直後に在つて、一切の秩序恢復の計を樹てて鞠躬盡瘁し、奉天地方治安維持會自治指導部の目的を達成せしめました。氏は志最も堅決であり、滿洲國建國促進運動に對しては、民衆の福利、民生の長養のために凝思集慮し、晝夜心血を注いでゐます。滿洲新建國の新紀元は、氏に負ふところ最も多いのであります。本年六十一歳。

袁金凱參議

氏は奉天遼陽派の領袖であり、東北文治派の代表的人物でありました。前清貢生の出身であり、參政院參政奉天督軍祕書長奉天代理省長清史館編修國民政府監察委員の要職を経てゐます。氏は九月十八日事變に際し、率先して地方維持會を組織して委員長となり、難民の救済治安の維持に全力を傾倒しました。十二月十六日地方維持會解散して奉天省政府成立するに及んで政府最高顧問となり、善政主義理想境建國に邁進してゐます。本年六十三歳。

張景惠參議

奉天省臺安縣人。前清末葉新民屯巡防隊營長となり、辛亥革命當時、奉天の治安維持に當つて功あり、民國二年二十七師百五團々長に拔擢され、張作相と共に張作霖の兩大股肱と稱せられ、特殊の因縁により三張として兄弟血盟の約を結んだほどであります。民國六年旅長に昇り、七年第一師々長として湖南に出動、撤退後京師に留駐。九年察哈爾督統となり第十六師々長兼任。十年張作霖の蒙疆經略使に就任せる時北京代表に任ぜらる。十一年春第一次奉直戰當時は非戰論を主張して破れ、遂に奉軍の先鋒に任ぜられて長羊店に出動したが戦利あらず、張作霖の反感を買つて又奉天に歸へることを得ず、京津に留まつてゐたが、十三年作霖の諒解なつて直隸政府全國々道籌備事宜督辦となる。十六年顧維鈞組閣の時、奉天派を代表して陸軍總長に就任。同年六月作霖大元帥に就任し潘內閣成立の際、實業總長に就任。十七年自主委員會委員を兼任。同年六月作霖遭難の際負傷。學良時代は、哈爾濱特別區行政長官に任ぜられてゐた。事變直後、遂に舊政權の離脱を宣言

して今日に至つてゐます。本年六十一歳。

臧式毅總長

氏は瀋陽縣の出身、日本陸軍士官學校の卒業生。品學共に優れ現代稀れに見る人物であります。奉天督軍署參謀として、張作霖の腹心として信任厚く、作霖北京駐在中は東省留守總司令に任ぜられた。その間、東省の地位は眞に内憂外患であつたにも拘らず、態度鎮靜これに善處して民心を安んぜしめ、古名將の面目ありと稱せられました。十七年六月作霖爆死し人心動搖の中に處して従容迫らず、三省民心をよく安からしめた。三省兵工廠督辦として毫も遺誤なく重任を果し、民國十九年遼寧省政府主席に就任。文官として所謂錢を愛まず、平居は沈穆寡言、謙恭和藹の徳は尤も人望があります。奉天事變以來、氏は、袁金鎧氏について治安維持のために出馬して、省政府を恢復し民心を安からしめたのであります。氏は、新國家の中堅人物であり、三千萬民衆は、氏を泰斗として仰いでゐます。

熙洽總長

氏は奉天省瀋陽縣出身。日本陸軍士官學校第八期騎兵科卒業。民

國三年朱慶瀾の麾下として黑龍江都督參謀となり、轉じて同省牧養廠長に就任。五年七月朱に従つて廣東省長公署諮議に就任。七年歸奉東三省講武堂教育長に就任。八年東三省巡閱使署參謀處長蒙疆經略使署長に就任。十一年轉じて保安總司令陸軍軍務處長となる。十三年五月張作相麾下として吉林督辦公署參謀長に榮轉。氏は智謀多略にして帷幄の人であります。剛毅果斷の武人であると共に策略深遠の政治家であります。滿洲事變勃發して日本軍の吉林に進軍し來るや、氏は即ち郊外に之を迎えて、胸襟を開き至誠を表示して遂に吉林省民をして戰禍を免かれました。而して氏は、直ちに張學良張作相と絶縁して獨立を宣言し、吉林新政府長官となりました。滿洲獨立の蒿矢であると共に、中央離脱の第一者であります。氏の高明なる手腕は周知のことであり、又氏の全滿に彌漫せんとする獨立風潮を早くも看破せる明大なる洞察力は驚くものがあります。本年四十八歳、童顏の和霽、體軀の威嚴は、人をして敬遠置かしめない君子人であります。

第二 滿洲國の誕生

東洋史の一大轉機

滿洲國の獨立建國は、東洋史上に一大轉機を劃せるものであります。それは東洋平和の絶えざる脅威の淵源を史上より抹殺し去つて、こゝに東洋永遠の平和確立への第一頁を繰り展べんとするものであります。想ふに滿洲の地は、露支・日三國の交衝地域であり、従つて東洋保全の樞軸は即ちこの地にあるのであります。帝政ロシアの一貫不斷なる極東征服政策が、この地域の確保を先決要件とし、遂に日本との交戦に於て慘敗を喫し去つたことは史上に明らかなるところであります。而も尙ほ現ソヴェート・ロシアが、往年カラハンの第一次聲明によつて、北滿に於けるロシアの政治經濟的唯一の根盤たる東支鐵道の返還を支那に誓約せるにも關らず、その第二次聲明に於て、臆面もなく前言を破棄し

去れるのみならず、一昨々年の支露抗爭に於て更に東支鐵道の實權を強固ならしめたることは充分に明記する必要があります。即ちロシアは、その帝政たるソヴェートたるに關せず、一貫終始、滿洲地域の確保をもつて、極東抑壓政策の根幹となせるものであります。その野望硬軟の顯現は、一つに強權日本の態度に制約せられてゐるに過ぎないのであります。而もこのロシアの野望をして恣まゝに達せしむるに至つた抑々の因由並にその現狀は、盡く支那自らの與り負ふべき責任であります。支那の爲政者は、自らの地位及財産の保全の故に、日本及ロシアの勢力を、無暴にも無批判に利用することにのみ専念し來つた。そこにロシア極東征服政策の乗ずるの餘地は、支那の爲政者自らがこれを提供し來つたのであります。而して更に一九〇五年以來、強國アメリカに對する支那軍閥爲政者の阿諛低頭は、滿洲の地をして亂脈多岐ならしめ、遂に東洋のバルカンたるの危機を自ら醗酵せしめるに至つたのであります。

柳條溝事件と滿洲

かくて深まりゆく東洋の危機は、延いて世界大動亂の因子を藏しつゝあつたのでありますが、昨年九月十八日の柳條溝事件は史上未だ嘗て見ざる一大エポックを劃するに至つたのであります。滿洲國建國宣言は『今や何の幸ぞ、隣師に借りてこの醜類を驅り、積年軍閥蟠居し秕政萃聚せる地を一旦にして廓清す。これ天我が滿蒙の民に蘇息の良機を與へしなり。吾人の當に奮然として興起し邁往勇進以て更始を圖るべきところなり』と銘記してゐます。九月十八日に端を發した所謂滿洲事變は、誠に天なる哉、滿洲國の獨立建國を、急旋的に促進し達成せしめたのであります。なるべくしてならざりし滿洲國の獨立は、滿洲事變を絶好の契機として光明ある誕生を得たものであります。而も滿洲國今日の獨立あるが爲めには過去異常なる忍従と血涙の史實があります。私は暫くその史實を辿らねばならない。

滿洲本然の史實

滿洲の地域は、元來ツングース族の占據獨擅したところであり、古くは肅慎穢貊扶餘高句麗靺鞨渤海女眞金、近くは滿洲民族等皆之に屬してゐます。悠久三千年に亘る滿洲の歴史は即ちこれ等諸族の興亡隆替の史實であります。而もこれ等諸族は、支那本部との交渉に於て、斷じて被征服關係に立つことなくして獨自の存在を持続し來つたのみならず、却つて支那本部に對しては支配的能動的地位に在つたのであります。遼金の國號の下に支那本部の北半に建國せる契丹女眞の如き、近くは支那本部を征服して東洋文化の上に偉大なる貢獻を齎せる清朝の如きはその適例であります。滿洲の地は一貫して自主的であり、支那本部に對しては常に積極的能動的にして寧ろその指導經綸的立場を貫き來つてゐるのであります。然らば何が滿洲をしてかくの如き、支那本部に對する高壓的地位を持続せしめたか。謂ふまでもなく滿洲の博物地大とこれを背景と

する勇猛果敢なる北方民族あつたが故であります。豊饒なる滿洲にして北方民族の地域である限り、滿洲の獨立性と而もその積極性の持続は理の當然であります。故にこそ清朝にあつては滿洲封禁政策を嚴守し、滿洲をして所謂滿洲八旗の永遠の地たらしめんとしたのであります。

滿洲の疆界を嚴にして、外人及其の勢力を防壓せんとする所謂封禁政策は、謂ふまでもなく祖宗發祥の地としての滿洲、物資豊かなる滿洲を、清室の背後地として確保することにより、清朝の隆興に後顧なからしめんが爲めであります。而して對蒙古劃界の創建、朝鮮防壓地域の設定、特に對漢人入滿の禁遏は清朝の尤も意を注いだところであり、山海關は天下第一關としてその關道は嚴密に査閲を行つたのであります。かくの如き清朝の出祥地、背後地としての對滿洲封禁の政策は、略々今日に見るが如き滿洲の地域決定を明確ならしめたものであります。

而も滿洲人の滿洲滿洲八旗の永遠の背後地は、遂にその民族的純正を持續すべくもなかつたのであります。さしも全努力を傾倒されたる清室の封禁政策も、その尤も留意禁遏につとめたる漢人の入滿を阻止防壓するを得ず、柳條邊牆は異族漢人の恣まなる越界に委ねられるに至つたのであります。かくて北方民族の代表者たる滿洲人の滿洲は、遂に南方異族漢人の陸續たる越境拓殖を阻止すべくもなく、清朝はこゝに拭うべからざる衰亡の禍根を藏すると共に、最も悲惨なる民族的變革を劃してゐます。

清朝と滿洲政策

清朝衰亡の淵源を探つて、こゝに滿洲史の關する範圍内に於て、私の特に留意する點は、即ち清朝が、その宗室發祥地たり唯一無二好箇の背後地たる滿洲の地に對する處置對策の失當なりし點であります。滿洲人の南方討伐は、北京遷都を以て一段落を告げたのではなく、寧ろ戦はるべき大戦役の一段階たるものであり、従つて清室の戦費は益々増加の一方たりしに拘らず度支繼かず、加ふ



るに平津の地は、清室の藩屏たる京營八旗の生計をすら養うに足らない。況んや清室を繞る間散旗人の生計をやであります。即ちこゝに清室の祖國滿洲に對する根本策の樹立を必要とするのであります。然るにも拘らず、清朝は之に對する適切なる方策を樹立しなかつたのであります。その唯一の方針たる所謂封禁政策は、財政的に之れを見れば、當時の貿易上の利益として至寶と目された人參私掘の防壓策であります。無論人參の収益を唯一の財源とする清室が、この採掘權を永遠に清室及びその王公の獨占下に置かんとすることは當然の處置であります。財源の見地より見たる封禁政策は決して之以上に出でなかつたのであります。而も人參の収益は、嵩なり行く清室の財政を補填すべくもなかつたのであります。こゝに於て清朝は、遂に旗人の祖國滿洲開拓移住を圖るに至つたのであります。旗人農業に親まず。更に勸農開墾の急を説いたが、元來滿洲人は、清室の北京遷都と共に多くは北京に移動して滿洲の地にあるものは少く、従つて開墾の獎勵は必然に漢人の新たなる勞働力に待つのは外はない。

かくして遂に異族漢人の入滿は、清室に對しては一大恐慌を來すに至つたのであります。清朝は、封禁政策の破綻によつて、清室發祥の地唯一の財源豊かなる背後地を喪失したるのみならず、南北腹背に漢族の挾撃を受けて、清室は正に四面楚歌、平津の地に全くの孤立無縁たるに至つたのであります。従つて排滿興漢の烽火一度興るや清室又如何ともなし得なかつたのであります。清朝の隆盛なる、東洋文明史上に一大貢獻は讚して餘りある所でありましたが、こゝに滿洲史の關する限り、清室の崩回は、即ちその舊地たり背後地たる滿洲の地に對する適切なる政策の缺除にあります。封禁政策は大いに良し。而もそのこれをなさんとするや、徒らに軍費の捻出財源の充足にのみ没頭して、對滿洲の根本的開拓策を忘却し去つたことは斷じて非であります。

軍閥張作霖と滿洲

清末民初の擾亂に乗じて、巧みに滿洲の地に覇權を握つた者は、軍閥張作霖

であります。而して滿洲の地は、彼作霖に至つて更に疲弊困憊するに至つたのであります。一代の怪物彼作霖は、外、遠交近攻の術策を以て諸國に臨み、内、大滿蒙主義を翳して滿洲の地の充實鞏固を計るかに装ひながら、竟に彼の肚中は野心滿々、北京の地に大元帥として君臨することにあつたのであります。即ち滿洲の地は、彼にとつては、要するにその踏臺であり、野望達成のための軍費捻出地たる以外の何物でもなかつたのであります。滿洲の根本的開發はおろか、如何に滿洲の地が爲めに疲弊困憊し、滿洲住民は彼の爲めに如何に膏血を搾り取られたか。一九二六年一代の先覺王永江が、「自ら本心に欺きて世に迎合せんよりは寧ろ退いて影を蓬門に息するに如かず」として、彼作霖に敲きつけた辭表文は、這般の消息を明瞭に物語つてゐます。

「前略——時局は安からず、屢々戰端を交ふるに至り、而かも進むを知りて退くを知らず、今日再び軍事によりて金融の紊亂を來たし、更に軍費は愈々増加して歎む所なく、一切の政策は之を實行する能はず、民生は日に蹙り、今

日の如くんば到底東三省の根本を強固にし將來の繁榮を企圖せんとするも、恰も木に登りて魚を求むるに類す。抑も金融財政は萬化の母である。東三省は西蒙古に連り地大にして天惠の富源に豊なるも、之を治むるに財力に限あり。全力を擧げて之に専念するも尙十數年を経ざれば悉く開發あるを得ず、而も將軍の勇才大略を以て之に當らば、必ずや洋々乎として東北に雄を唱ふること敢て困難とするに足らず。然るに將軍の雄才彼にありて茲になく、遂に將軍の爲め百年の計を樹立するを得ざりき。加之郭松齡の反逆以來省民の苦は加重し、今後數年に互つて人民を休養するに非れば民力の恢復は期し難い。されど内外の時局今日の如くんば勿論軍備の充實訓練一日も忽になし難し。然れども軍を整へ自衛することと、兵を逞うして勇を争ふこととは利害自ら相反するものあり。往時管仲は國を制すること三十年にして初めて兵を用ひ、燕の昭王は士を禮すること十九年にして僅かに齊に報ぜしに過ぎず。漢の武帝は連年用兵して遂に輪臺の悔あり、古の明王賢君に見るも尙斯の如

し。今や中原兵亂相踵ぎ民生極度に凋落の時なるに拘らず、獨り三省の一隅は極めて地の利を占め自強に足る。されば外に求むるの要なく、又俄かに謀るを要しない。然るに内に輕んじ外を重んじ、近きを忽にし遠きに謀り、自ら荊棘の内に投じ、人民を水火の苦しみに陥る。之が爲め年來危険に遭遇せること一切ならず。」云々

魏唐討つべし、馮岳屠るべし、戰と北京占據の前には民衆の生活は眼中にない。如何に滿洲の地が彼のために軍費搾取に困倒し果てたか左記王永江の作霖に宛てたる建白書は、這般の事實を痛烈に剔抉してゐます。

王永江の作霖に宛てたる建白書(一九二五年)

前略——最近一ケ年に於ける奉天省軍事費は

- 一、兵工廠經費 二三、〇〇〇、〇〇〇(元)
- 一、軍費 一八、〇〇〇、〇〇〇
- 一、軍事機密費 一〇、〇〇〇、〇〇〇

計

五一、〇〇〇、〇〇〇

これに對し、歳入僅かに二三、〇〇〇、〇〇〇元にして軍事費の半にも達せず。

かくの如くにしては奉天省の民政は行はるる筈なく、財政は破産の一途を辿るより外に途あるなし。而も連年の兵戰に苛斂誅求を重ね、最早や増税を施すべき策なきのみならず、重ねくの兵燹に蹂躪せられたる遼西一帶の如きは、加税どころかその慘狀は反つて救恤費を支出せざるべからざる状態にある。故に此際從來の武力過信の思想を捨て、今後關内には一指も染めしむるなく、東三省の治安維持とその産業の復活に努力して以て連年疲弊の充實を圖らざるべからず。その爲には斷乎として

- 一、兵工廠を十分の四に縮少し、その十分の六は産業振興の爲めに利用すること
- 一、軍隊は三個師團乃至四個師團に縮少すること
- 一、張作霖の機密費を廢止すること

を實行すべきなり。」云々

王永江の建白書が指摘するが如く、戦に繼ぐに戦ひを以てする軍事費の増加とその誅求のみにも滿洲の地は遂に枯死以外に途はないのであります。歳入三千二百萬元は、驚くなかれ、盡く軍器製造に充填されてゐるのであります。誠に王永江の建白三ヶ條項は、滿洲の地の開發と滿洲の住民を顧念する者の、衷情赤誠よりの要請であります。

奉天票の搾取機構

然らば、嵩みゆく軍費・軍事機密費二千八百萬元は如何にして搾取したか。その財源こそ所謂奉天票の巧妙なる機構による農民よりの物資徵收否沒收であります。

奉天票とは即ち東三省官銀號の滙兌券であり、紙幣表面に「本券は奉天の市價に照して上海規銀と兌換す」と明記する如く、一定の法定比價を定むることなく、兌換は市價によつて行ふものとなして、兌換券の本質を具備せざる不換紙幣であります。而も加之、濫發につぐに濫發を以てし、昨年張學良沒落當日迄にその發券高十億元に達してゐます。かくの如き不換紙幣をもつて、滿洲農民の孜孜として生産する特産物の買占を行ひ、これを正金銀にて賣却するのであります。毎年九月十月特産物の出廻り期になれば、官商は大豆その他の穀類を大量に買占め、奉天票を拂渡す。もとく、不換紙幣でありますから高價に支拂しても損はあり得ない。而も農民は、割合に値よく賣れたと思ふも束の間、急角度の奉天票の慘落従つて物價・金票比價の急騰のために、日用を便するを得ず、紙片を擁して空しく哭せねばなりません。搾取と云ふより寧ろ全き意味に於ける強奪沒收であります。世界廣しと雖もかくの如き巧妙なる強奪は他に御座いますまい。而してこの強奪事業は、發券銀行にして滿洲中央銀行たる東三省官銀號が白晝公然と專業してゐます。昨年末に於ける東三省官銀號のバランス・シ

トはこの事實を明瞭に告白してゐます。

(單位—現大洋千元)

資産之部		負債之部	
附屬事業出資	三,九四六	諸積立金	一四,六八四
同 貸 出	二一,〇六一	紙幣發行高	六五,二二七
官廳貸出	三二,四八五	官廳預金	五七,一四五
一般貸出	一八,三六六	一般預金	二六,四七六
支 店 貸	四〇,七九四	假 入 金	二,〇〇〇
有價證券	八,二六八	假 受 金	二,三一二
地 金 銀	六二七		
手許現在	五,一六五		
其他 共 計	一六八,三三四	其他 共 計	一六八,三三四

東三省官銀號の附屬事業は、特産物の賣買輸出紡績業製粉業油房業等十七種

に及んでゐますが、特産物の賣買輸出がその主たる地位を占めてゐます。右パ
 ランスシートによれば、附屬事業への出資並に貸出及びこれと同性質を有する
 官廳貸出の合計五千七百餘萬元に及び、資本金二千萬元の約三倍の巨額に上つ
 てゐます。而も紙幣發行高實に六千五百萬元に對して準備銀僅かに六十二萬七
 千元であります。かくして官銀號附屬事業は、巨額なる資金の供給を受けるこ
 とによる無限の資力と更に絶対權力を背後とする^{バック}ことによつて、不埒極まる巨
 利を壟斷してゐたのであります。而もかくの如き横暴なる官商の前には一般商
 人は競争の餘地なく、更に農民の困疲は正に瀕死の状態であります。
 かくして強奪せる巨利は即ち戦費であります。三千萬住民の生命と財産を絞
 殺することによつて、彼作霖は遂に大元帥たるの榮職を得たのであります。更
 に飽くなき野望を達せんと夢みだが、三千萬民衆の怨嗟とそして呪咀は、果し
 て一九二八年六月、滿鐵京奉兩鐵路クロス地點に於て、彼を爆死せしむるに至
 つたのであります。

作霖を繼ぐ學良の虐政

張作霖の後繼者は即ちその子學良であります。彼れが、平津地方に割據して、南方國民政府に對して有する大なる壓力は、謂ふまでもなく三千萬民衆を足下に蹂躪しその膏血をもつて築がれたる(一)世界無比の兵工廠(二)五十萬を擁する奉天軍(三)三百臺を以て組織せる一大空軍であります。一九三〇年奉天省豫算總表に據れば、

奉天省一九三〇年度 ^(元) 地豫算	
歳入	六五、六四二、八二五
歳出	八六、一七二、五五八
一、經常費	八三、八九六、四一四
外交費	九〇、一四二
内務費	二、九一三、六一六
教育費	二、八七四、四〇七
財政費	一、六九二、五六六
實業費	六〇、〇〇〇
司法費	二〇〇、〇〇〇
軍費	七六、〇七五、六八三

省防軍費	一、九一五、九七四	財務費	一、〇三九、二〇〇
國防軍費	七四、一五九、七〇九	計	八五、一七二、五五八
二、臨時費	一、二七六、一四四	豫備金	一、〇〇〇、〇〇〇
内務費	二、三六、九四四		

軍費は、歳出の八八%、實に七千六百萬円であります。彼が如何に租税の重課と奉天票の濫發による搾取を以て三千万民衆を絞殺したか。次表に依つて奉天票の濫發事情従つてその暴落更に租税の重課を熟考あれ。

(第一表)

東三省官銀號發行奉天票千元	
一九二三年(九月)	七八、〇六四
一九二四年(十一月)	一〇三、五六四
一九二五年(十二月)	二五八、三四五
一九二六年(十二月)	一五〇、四七一

滿洲國の誕生

一九二七年(十二月)	三〇一、二一六
一九二八年(十二月)	六五二、二六六
一九二九年(一月)	一二五、二二六
一九三〇年(十二月)	一、二七八、九四〇
一九三一年(十二月)	一、〇〇四、四七二

(第二表)

奉天票相場(對金票一〇〇圓)(單位—元)

	最高	最低	平均
一九二〇	一四六三〇	五四〇〇	一〇〇・一九
一九二一	一六六・五〇	一〇七・〇〇	一三九・四八
一九二二	一四八・六〇	一一六・九一	一三四・八九
一九二三	一四八・〇〇	一二八・〇〇	一三八・八五
一九二四	一九四・〇〇	一二一・九〇	一三八・四八

一九二五	二三三・〇〇	一三〇・〇〇	一六八・一九
一九二六	五七〇・〇〇	二〇〇・五〇	三五八・七七
一九二七	一、三六〇・〇〇	四八〇・〇〇	九五六・六五
一九二八	三、三〇〇・〇〇	一、五一〇・〇〇	二、五六九・六五
一九二九	七、七六〇・〇〇	二、六七〇・〇〇	五、六八二・六八
一九三〇	一、一八〇・〇〇	七、九〇〇・〇〇	一〇、〇三六・九三
一九三一(一〇月)	一七、〇〇〇・〇〇	一二、五〇〇・〇〇	一四、六一四・〇〇

(第三表)

奉天省一九三〇年度國地豫算(單位—元)

歲入	歲入	歲入
鹽稅	三、三三〇、〇〇〇	菸酒公賣稅
印花稅	一、一四〇、〇〇〇	捲煙統稅
常關稅	一、三五〇、〇〇〇	菸稅
		六四〇、〇〇〇
		三、六九二、七一五
		一七二、七三四

滿洲國の誕生

滿洲國の誕生

酒 稅	一、二六六、六六五	撫順煤稅及報償金	四二六、三八六
酒 特 稅	三五、七八六	硝 礦 捐	四八、七九〇
菸酒牌照稅	一八四、三三〇	田 賦	四、〇五一、八八四
出 產 稅	二、二五八、一七七	契 稅	八一五、三四〇
豆 稅	三、一八六、七八四	牲 畜 稅	一、一二八、一二二
油 糧 稅	二〇六、七五六	銷 場 稅	七、二七一、六三〇
蓆 稅	四〇、九六六	牙 帖 稅	一五四、九九六
木 植 稅	六二二、五二九	船 捐	一六、四五三
繭 絲 稅	三三、二八七	車 牌 捐	四五八、七四七
中 江 稅	七、五四五	金銀牌照稅	五六、八四七
蒙 鹽 稅	一、五四二	剪 課	五一、一九六
糧 貨 稅	一四、二二六	山海關代徵郵包釐金	二、六九〇
礦 稅	一三六、四四〇	安東關郵包厘金	三、三八七

五〇

秦皇皇奉厘	一、〇八二	官 房 地 租	九九、〇三一
各項票照費	一〇二、四三五	官 業 收 入	四二〇、一二六
採木公司紅利及報效金	一一四、八九七	中 央 協 款	三、〇〇〇、〇〇〇
本溪煤鐵公司報效金	六七、二五六	其 他 雜 收 入	五〇四、〇五四
各項罰款	一八八、九九四	合 計	六五、六四二、八二五

滿洲國の生成

一九二八年作霖の没後、若輩學良は南京國民政府の治下に立つを餘儀なくされ、國民黨下に潜伏されるに至つて、軍閥國民政府の所謂革命外交は全滿洲を驅つて、排外排日毎日の狂態を強要したのであります。昨年九月十八日の柳條溝爆破は、即ち彼等軍閥の増長極まりなき狂亂の限りであります。而して日本軍隊の適正なる行動は、暴虐なる學良軍閥の掃蕩たると共に、又滿洲國獨立の天賦の福音だったので御座います。即ち事變勃發後僅か十餘日にして、九月二

滿洲國の誕生

五一

十八日熙洽氏は吉林に獨立を宣し、十月一日張海鵬氏は洮索邊境保安の任に當り、次で張景惠氏獨立を宣し、十月十五日于止山氏は東邊政府を組織し、次いで馬占山氏は十一月初めチ、ハルの一戰以來獨立の方途に出ました。更にコロンバイル王凌陞氏、內蒙古齊王氏及熱河の湯玉麟氏それ〴〵獨立の態度を明らかにし、こゝに全滿をあげて反學良軍閥獨立の新氣運が漲つて來ました、而してこれ等新興の氣運は、さきに奉天に於ける臧式毅氏を中心とする獨立準備運動を中核として加速度的に進展し來り、遂に東北新政權確立の母體たる東北行政委員會の成立を見るに至つたのであります。この滿洲史に於ける劃期的會議は、本年二月十六日より十八日に亘り奉天に開催されたものであり、來會せる巨頭は、臧式毅氏、馬占山氏、熙洽氏、張景惠氏、袁金鎧氏及び私の六名で御座います。

滿洲新國家獨立の意義

こゝに私達三千萬滿洲民衆の意圖する新國家は、嘗に學良軍閥への反抗獨立のみでなく、實に南方支那との完全なる離脫獨立を意味するものであり、嚴格なる意味に於ける清朝以前の滿洲史への復歸であると共に、將來全き形に於ける獨立國家たることにあります。従つて清末民初以來に於ける所謂保境安民とは、全くその意義と立場を異にするものであります。當時に於ける保境安民とは、軍閥作霖一派の武斷派のそれは沙汰の限りこゝに謂ふまでもないが、一代の先覺王永江を首班とする文治派の保境安民は、民意を顧念し、民衆の生活を第一義とするところ、その識見は正しく滿洲史上特段なる地歩を占めるものであり、後來識者の讚仰措く能はざるところであります。而も尙ほその所期するところは、遂に武斷派の南方進出とその揆を一つにするのであります。即ち武斷派は、南方の進攻こそ即ち眞の保境を確保する所以となすに反して文治派は、三省の自強は安民にあり俄かに謀るは即ち凋落の因なるを説くものであり、その間積極、消極その方途に先後あれ、全き意味に於ける滿洲の自主獨立とは

大いに意義を異にするものであります。滿洲の史實は、滿洲の平津への進出、北京占據の必然的敗慘の哀史であります。さしも支那史上、燦爛たる文化を誇る清朝史も、竟に滿洲人自滅の哀史たると共に、外敵北方ロシアの強壓なる侵寇と發祥地滿洲故國の疲弊とは、遂に自らの崩壊を誘導するに至つたのであります。綠林の梟雄軍閥作霖の爆死、若輩學良の認識不足は論ずるにも足りません。況んや滿洲南進の史實、南方支那との關連ある史實は、盡く常に東洋平和攪亂の因由たりしに於てをやであります。私達三千萬民衆の意圖する滿洲國は、即ち全き意味に於ける南方支那との離脱獨立であり、この地に獨自なる一大理想境を建設することによつて、東亞全局の保全を永却に確立せんとするものであります。即ち滿洲史の劃時代的一大轉回こそ私達の意圖するところであります。

執政觀禮の大禮

斯くして滿蒙三千萬民衆の燃ゆるが如き至誠と待望のうちに、新國家滿洲國

建設は達成されたのであります。即ち一九三二年三月一日、この日こそ、光輝ある新滿洲國の大同元年三月一日であり、新國家滿洲國建國の光明ある第一日となつたのであります。新五色旗は高らかに翻り、隨喜の歡聲は萬雷の如く天地を揺がしました。即ち新滿洲國は、大同元年三月一日午前九時半第一次建國會議が開催され、午前十時十五分奉天商埠地張景惠公館に於て、滿洲國政府の名の下に崇高嚴肅なる建國の宣言を發布して、建國の理想を中外に宣明したのであります。而して新首都は、長春に遷して新京と改名し、三月九日、新元首溥儀氏は、新興滿洲國の執政に就任され、執政觀見の大禮は、新京市政公署に於て嚴肅に行はれました。

第三 滿洲國の政治機構

國家大綱

滿洲國の統治主權

滿洲國の統治主權は、執政にあります(滿洲國政府組織法第一章執政第一條)。執政は、滿洲國を代表し(同第二條)、宣戰媾和條約締結の大權を有し(同第十一條)、陸海空軍を統率し(同第十二條)、大赦・特赦・減刑及復權の命令權(同第十三條)を有してゐます。

執政は、全人民に對して責任を負ひ(第一章執政第三條)、全人民が之れを推舉ゐたします(同第四條)。滿洲國創建第一次執政として、滿洲國三千萬人民は溥儀氏を推戴ゐたします。

參議府

執政の諮詢及輔佐機關として參議府があります。諮詢機關として參議府は

(一) 法律

(二) 教令

(三) 豫算

(四) 列國との交渉條約並に執政の名に於てなす對外宣言

(五) 重要なる官吏の任免

(六) その他重要なる國務

に關して、執政の諮詢を待つて意見を提出するのであります(政府組織法第二章參議府第十五條)。

輔佐機關としての參議府は、重要なる國務に關して、執政の諮詢に待つことなく、執政に意見を提出する權能を有してゐます(同條第十六條)。

參議府は、參議をもつて組織し(同條第十四條)、參議府會議を構成します(參議府官制第二條)。參議府の意見は、參議府會議によつて決めます(參議府官制第二條)。參議府會議は、參議過半數の出席によつて開會することを得(參議府官制第

四條、出席參議の多數決によつて意見を決し、可否同數なる時は、議長これを決します(參議府官制第五條)。議長及副議長は、參議中より執政が任命をたします(參議府官制第二條)。

參議府第一次參議は、滿洲國建國の元勳である張景惠氏議長湯玉麟氏(同副議長)張海鵬氏袁金凱氏貴福氏であります。

四權分立制 滿洲國は、立法行政司法及監察の四權分立制を採擇します。世界近代國家の政治機構が、おしなべて立法司法行政の三權分立制を則るのに比較して、監察權を分立せしめて四權分立を採擇する點は、全く滿洲國政治機構の特異性を示すものであると共に、南方支那の所謂五權(立法司法行政監察考試)憲法とは又趣を異にするところであります。

一、中央官制

立法院

立法權は立法院に於て行使し、その主要權限は、法律及豫算案の翼

賛であります(政府組織法第三章立法院第十八條)、又國務に關して、行政權行使の府たる國務院に對し意見を建議するの權を有してゐます。(同上第十九條)。

立法院の組織は、別に定むるところに據りますが(同上第十七條)、こゝに一言を要する點は、滿洲國の立法院は、近代國家の二院制は採擇せず、一院制度といたします。而して立法院の議員は、執政の指名に依ります。王道を要諦として天意を奉戴する執政が、全滿に於ける有能の士を指名することによつて、嘗て南方支那政治史上に於ける所謂賄選議員と云ふが如き選舉制の腐敗墮落による立法院の失墜を防止救済し、その權限を十全に發揚せんが爲めであり、更には滿洲國創建の根本基調たる五族融和の眞諦をその政治機構上に完徹せんが爲めであります。

國務院

行政權行使の府たる行政府を國務院といたします。國務院は、執政の命を受け、諸般の行政を掌理します(政府組織法第四章國務院第二十七條)。國務院に、民政部外交部軍政部財務部實業部交通部司法部の七部を置き(同第四章國

務院第二十八條)、更に國務院直屬の機關として總務廳法制局資政局興安局を置きます(中央官制第四條)。國務院長官を國務總理とし、各部長官を各部總長とし(同第四章國務院第二十九條)、各局に長官を置きます(中央官制)。

國務總理は、法律、教令及國務に關する教書に副署するの輔弼の責を有し(政府組織法第四章國務院第卅一條)、執政の命を受け、各部總長を指揮監督し、國家行政の義務を掌理し、その責に任じます(國務院官制第一條)。國務總理及各部總長は何時なりとも立法院に出席及び發言する權限を有します。但し表決に加はることを得ません(同第四章國務院第三十條)。

國務院會議 國務院に國務院會議を設けます(國務院官制第五條)。國務院會議は、行政事務の連絡統一を圖り全局の平衡を維持するための機關であります。國務總理がこれを主宰し、各部總長總務廳長法制局長興安局總長資政局長及その命を受けたるものを以て組織いたします(國務院官制第五條)。

國務院會議を経るをことを要する事項は次の五つであります(國務院官制第六條)。

- 一、法律、教令、軍令及豫算
- 二、外國條約及重要涉外案件
- 三、各部間の主管權限の爭議
- 四、豫算外の支出
- 五、其他重要な國務

總務廳 總務廳は、國務院に直屬し、國務總理の直宰する機關であります(中央官制第四條、國務院官制第八條)。各部内機密、人事、主計及需要を管掌し(國務院官制第八條)、夫々秘書處人事處主計處需要處の支處に於て分掌します(國務院官制第十二條)。

秘書處に於ては、左の事項を管掌します(國務院官制第十三條)。

- 一、機密に屬する事項
- 二、法令、教令、教書及院令の公布に關する事項

- 三、官印の管守に關する事項
- 四、公文書收發に關する事項
- 五、刊行物の發行に關する事項
- 六、會計及庶務に關する事項

人事處に於ては、左の事項を管掌します(同第十四條)。

- 一、官吏の任免進退及身分に關する事項
- 二、官吏の紀律及賞罰に關する事項
- 三、官吏の給與及恩給に關する事項
- 四、議員選任に關する事項

主計處に於ては、左の事項を管掌します(同第十五條)。

- 一、總括豫算及總括決算に關する事項
- 二、特別會計の豫算及決算に關する事項
- 三、國債に關する事項

四、收支の課目に關する事項

需要處に於ては、左の事項を管掌します(同第十六條)。

- 一、營繕に關する事項
- 二、用度に關する事項

總務廳は、行政府國務院機構の中樞であります。新國家滿洲國の政策、從つて豫算の管掌は、總務廳の中樞たる所以であります。近代國家にあつては、その豫算は、各國とも各行政部門の一構成機關たる大藏省に於て、これが査定を行ひます。従つて、各國の國家政策は、その豫算との緊密なる均衡を保し難い缺陷を多分に藏するのであります。そは畢竟、國家の政策と豫算とが、夫々その揆を異にするが故であります。新國家滿洲國に於ては、大藏省即ち財務部は、單純なる國庫の保管及財務行政に任ずるに止まり、國家豫算の大綱とその査定は、國家政策樹立の機關たる總務廳に於て、國家の行政意志決定機關たる國務總理の管掌するところであります。即ち國家政策とその豫算とが同一機關内に

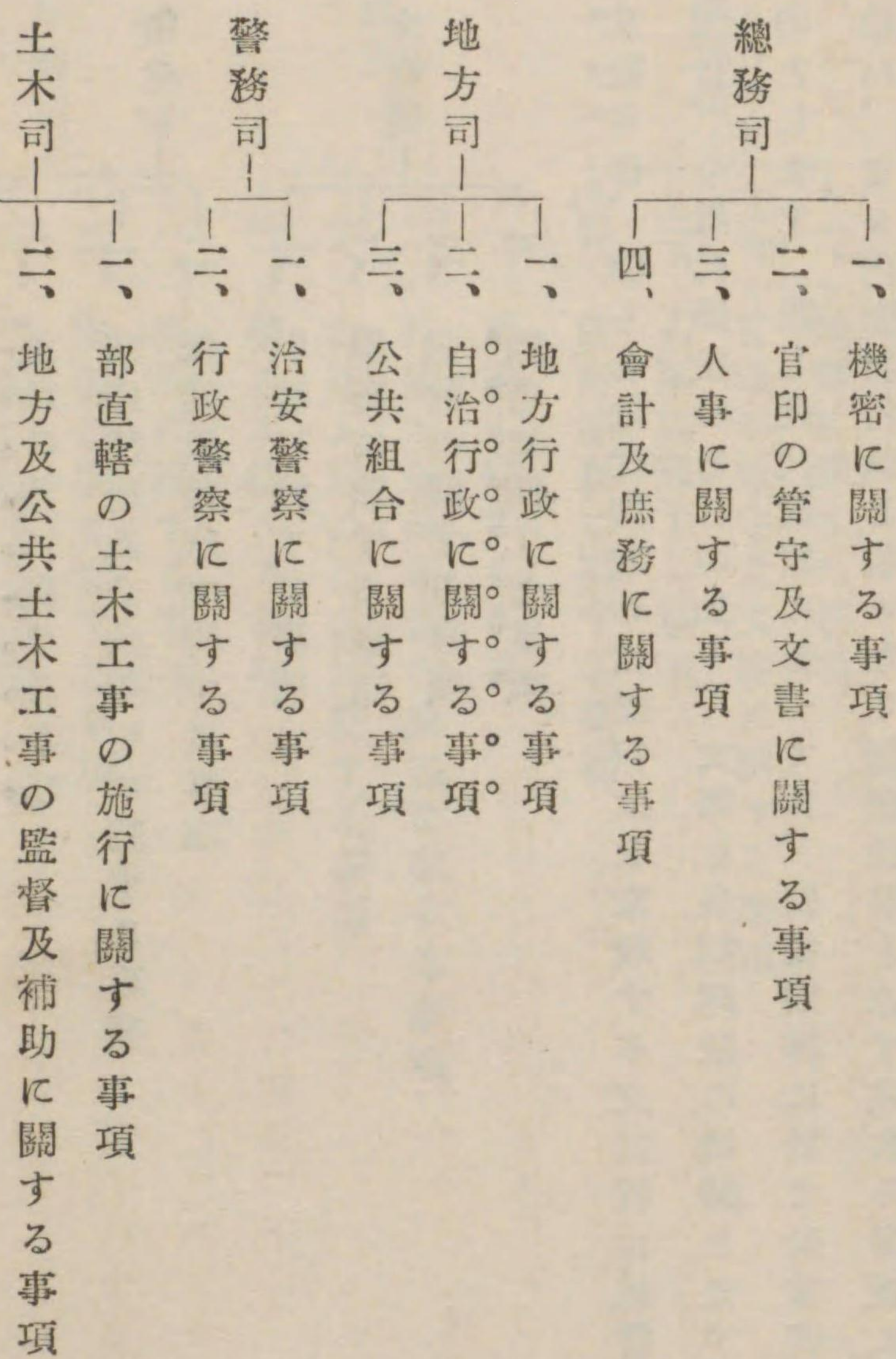
直掌されるが故に、十全なる國家政策の樹立とその實行とを期することが出來ると共に、國家の最高意志決定は、國務院會議の機關を通ずることによつて、各部に按配され妥當十全なる行政的統一を計り得るのであります。

各部行政。國務院各部總長は、國務總理の指揮監督の下に、その主管各部事務を掌理します(國務院各部官制第一章通則第一條)。

各部總長は、主管事務に關して、國務院會議を求めるところを得ます(同第一章第四條)。又その主管事務に關して、職權又は特別の委任によつて、部令を發することを得る(同第一章第四條)と共に、下級機關たる各省長(興安省長を除く)及首都警察廳長を指揮監督し(同第一章第六條)、適當なる指令又は訓令を發するものであります(同第一章第五條)。

民政部。民政部總長は、地方行政警察土木衛生司文教司の六司を置きます(同第二章各省長(興安省長を除く)首都警察廳長を監督します(國務院各部官制第二章民政部第九條)。

民政部に、總務司・地方司・警務司・土木司・衛生司・文教司の六司を置きます(同第二章第九條)。



三、土地收用に關する事項。

衛生司

- 一、防疫種痘及公衆衛生に關する事項
- 二、保健及醫政に關する事項

文教司

- 一、教育に關する事項
- 二、學藝に關する事項
- 三、宗教に關する事項
- 四、禮俗に關する事項

文教司は、即ち各近代國家の文部行政を掌理する文部省に該當します。滿洲國家は、各近代國家のその如く、文部を各部同級の機關とせず、民政部の一司とします。蓋し近代國家にあつては、國家機構に於て最重要なるべき文部行政が、まゝ内務諸行政と種々なる齟齬撞着を來す虞ある事實に鑑み、これと緊密投合せる文教の進運を計らんとするの意圖であります。

外交部 外交部長は、在外使節及び領事を指揮監督して、國家交渉・通商及在外

臣民の保護に關する事務を掌理します(國務院各部官制第三章第十九條)。

外交部に、總務司・通商司・政務司の三司を置きます(同第三章第二十條)。

總務司

- 一、機密に關する事項
- 二、官印の管守及文書に關する事項
- 三、人事に關する事項
- 四、會計庶務に關する事項

通商司

- 一、通商に關する事項
- 二、外國の經濟事情の調査に關する事項
- 三、在外人民の保護に關する事項
- 四、領事に關する事項

政務司

- 一、條約に關する事項
- 二、國際會議に關する事項
- 三、情報に關する事項

四、在外使節に關する事項

軍政部 軍政部總長は、軍政を管理し、用兵に關する事項を掌理す(國務院各部官制第四章軍政部第二十六條)。

軍政部に、參謀司軍需司を置く(同第四章第三十七條)。

參謀司

- 一、總務に關する事項
- 二、用兵に關する事項
- 三、軍の訓練に關する事項
- 四、軍の編成及徵募に關する事項
- 五、醫務に關する事項
- 六、法務に關する事項

軍需司

- 一、兵器に關する事項
- 二、軍需品に關する事項

財政部 財政部總長は、稅務專賣貨幣金融統制及國有財産に關する事項を掌理

す(國務院各部官制第五章財政部第三十條)。

財政部に、總務司稅務司理財司を置く(同第五章第三十二條)。

總務司

- 一、機密に屬する事項
- 二、官印の管守及文書に關する事項
- 三、人事に關する事項
- 四、會計及庶務に關する事項

稅務司

- 一、國稅の賦課徵收に關する事項
- 二、稅務行政に關する事項
- 三、關稅の賦課徵收に關する事項
- 四、關稅行政に關する事項

理財司

- 一、貨幣に關する事項
- 二、金融統制に關する事項
- 三、金融機關の監督に關する事項

四、國有財産の監理に關する事項

實業部 實業部總長は、農林畜産礦業商工その他一般實業に關する事務を處理す(國務院各部官制第六章實業部第三十八條)。

實業部に、總務司農礦司工商司を置く(同第六章第三十九條)。

總務司

- 一、機密に屬する事項
- 二、官印の管守及び文書に關する事項
- 三、人事に關する事項
- 四、會計及び庶務に關する事項

農礦司

- 一、農業及び副業に關する事項
- 二、林業及び造林に關する事項
- 三、畜産に關する事項
- 四、水産に關する事項
- 五、礦林及び地質に關する事項

工商司

- 一、商事及貿易に關する事項
- 二、工業に關する事項
- 三、度量衡に關する事項

交通部 交通部總長は、鐵道郵便電信電話航空水運その他一切交通に關する事項を處理す(國務院各部官制第七章交通部第四十五條)。

交通部に、總務司鐵道司郵務司水運司を置く(同第七章第四十六章)。

總務司

- 一、機密に屬する事項
- 二、官印の管守及び之に關する事項
- 三、人事に關する事項
- 四、航空の取締に關する事項
- 五、會計及び庶務に關する事項

鐵道司

- 一、鐵道及びその附帶道具の管理に關する事項
- 二、陸運の監督に關する事項

郵務司

- 一、郵便に關する事項
- 二、電信及び電話に關する事項

水運司

- 一、水運に關する事項
- 二、航路標識に關する事項
- 三、船舶及船員の監督に關する事項

司法部

司法部 司法部總長は、法院及び檢察廳を監督し、民事刑事訴訟その他司法行政に關する事項を處理す(國務院各部官制第八章司法部第五十三條)。

司法部に、總務司法務司行刑司を置く(同第八章第五十四條)。

總務司

- 一、機密に屬する事項
- 二、官印の管守及び之に關する事項
- 三、人事に關する事項
- 四、會計及び庶務に關する事項
- 一、法院の設置配置及び管轄區域に關する事項

法務司

- 一、民事刑事外訴訟事件及裁判事務に關する事項
- 二、檢察事務に關する事項
- 三、戶籍登記供託調停及公證に關する事項

行刑司

- 一、刑の執行に關する事項
- 二、監獄に關する事項
- 三、少年矯正及び免囚保護に關する事項
- 四、恩赦に關する事項

法制局 法制局は、國務院に隸屬し、左の事項を掌理します(法制局官制第一條)。

- 一、法律案教令案軍令案及院令案の起草及審査
- 二、條約批准案の審査
- 三、法律教令教書及院令の原本の保管
- 四、各國法律制度の調査及研究

統計處 法制局に統計處を附置します(統計處官制第一條)。

統計處は、左の事項を掌る(同第二條)。

- 一、各官署の統計報告及統計材料の蒐集及審査
- 二、國勢の基本に關する統計

三、内外統計の研究

四、統計の編纂

資政局 資政局は、國務院に隸屬し、各部施政の暢達を資くる所であります

(資政局官制第一條)。

資政局に、總務科弘報科の二科を置きます(同第七條)。

總務科に於ては左の事項を管掌します(同第九條)。

一、機密に屬する事項

二、官印及文書に關する事項

三、人事に關する事項

四、會計及庶務に關する事項

弘報科に於ては左の事項を管掌します(同第十條)。

一、建國並施政の精神の宣傳に關する事項

一、民力涵養及民心善導に關する事項

一、自治思想の普及に關する事項

資政局に、研究所及訓練所を置きます(同第十一條)。

地方行政官の訓練及指導は、その重要な事項であります。訓練所は、昨年

十一月十日、于冲漢氏を委員長として、地方自治行政の達成を目標として成立した前の自治指導部の業務を繼承暢達せんとするものであります。さきに宣布された自治指導部布告第一號は、即ちその大方針を明示するものであります。

自治指導部布告第一號

自治指導部の眞精神は、天日の下に過去一切の苛政誤解迷想紛糾等を掃蕩し、竭くして極樂土の建立を志すに在り。茲に盜吏あるべからず。民心の離反又



は反感不信等固よりあらしむべからず。住民の何國人たるを問はず、胸奥の大慈悲心を喚發せしめて信義を重んじ、共敬相愛以て此の劃時代の天業を完成すべく、至誠事に當るの襟懷と覺悟あるべし。

謂ふ所の亞細亞不安は、聽て東亞の光となり、全世界を光被し、全人類間に眞誠の大調和を齎らすべき瑞兆なり。

此處大乘相應の地に、史上未だ見ざる理想境を創建すべく、全努力を傾くるは、即ち興亞の大濤となりて人種的偏見を是正し、中外に悖らざる世界正義の確立を目指す。

既に三千萬民衆の吸血鬼は倒る。更に進一步して盜匪の影を沒せしめ、暴政の殘黨者流を排除し、惡税を廢止し、贈收賄の惡習を打破し、産業交通の暢達を劃し、宗教教育を振興する等一々公明正大裡に運營せざるべからず。

指導部は、前途幾重の難關を前に、大理想の實行者として無我の一道を邁進す。大眼目は、善政の實施に在りと雖も焦燥は避くべし。古來の制度及地方

の事情等を能く究め、風俗人情を尊重し、革むべきは革め、存すべきは存す。仁風匝地民心の歸投火を睹るよりも明かなり。本部より漸次各縣に指導員を派し善政を行ふ。縣民は安じて其の指導を受くべし、茲に布告す。

民國二十年十一月十日

自治指導部長 于 冲 漢

而してこゝに「自治思想の普及」「自治行政の達成」云々に所謂自治とは、のちに地方行政を述べる際に詳述しますが、それは近代法治國家の所謂自治ではなく、支那農村社會に發達せる傳統的自治の意であります。農村舊社會にあつては、傳統的自治體として、宗族制度(公祠)土地廟制同業組合の民衆團體がありますが、これ等の傳統の基調を飽くまで基調として、地方の文化的、經濟的發展階段に従つて、順次近代社會の自治制の機能を附與しつゝ、民生の向上に資せんとするものであります。

興安局 興安局は、國務院に隸屬し、興安省の一般行政に關する事務を管掌し並に別に定めたる地域内に於ける蒙古旗務に關して國務總理を輔佐します(興

安局官制第一條。

興安局總長は、局務を總理し、興安省長を指揮監督します。總長は、興安省内の行政事務に關して、職權或は特別の委任に依り局令を發布する事を得ます(同第四條)。

興安局に、總務處、政務處、勸業處を置きます(同第十一條)。

總務處は、右の事項を掌ります(同第十二條)。

- 一、機密に屬する事項
- 二、官印の管守及文書に關する事項
- 三、人事に關する事項
- 四、會計及庶務に關する事項

政務處は、左の事項を管掌します(同第十三條)。

- 一、地方行政に關する事項
- 二、自治行政に關する事項

三、警察及地方自衛に關する事項

四、宗教に關する事項

五、教育に關する事項

勸業處は、左の事項を掌ります(同第九條)。

- 一、牧畜に關する事項
- 二、農林に關する事項
- 三、鑛業に關する事項

監察院

監察院は、監察及審計を行ふ(政府組織法第五章監察院第卅二條)機關であり、執政に直隸して、國務院に對し獨立の地位を有します(監察院法第一條)

監察及審計を行使する監察官及審計官は、刑事裁判若しくは懲戒處分によるの外はその職を免ぜられることなく、またその意思に反して停職、轉官及び減俸されることなく(政府組織法第五章監察院第卅四條)、その地位は十分なる保證を有してゐます。

監察院に、總務處及び監察部、審計部を置きます(監察院法第六條)。
總務處に於ては、左の事項を管掌します(監察院法第七條)。

- 一、機密に屬する事項
- 二、官印の管守に關する事項
- 三、人事に關する事項
- 四、文書及統計に關する事項
- 五、會計及庶務に關する事項

監察部に於て管掌する事項は左の如くであります。但し審計部の所管に屬するものを除きます(監察院法第九條)。

- 一、各官廳の違法、若しくは不當の處分に關する監察
 - 二、官吏の非に對する監察
- 審計部に於て管掌する事項は、左の如くであります(監察院法第十一條)。
- 一、各官廳の豫算執行の監督

- 二、各官廳の收支及決算の検査
- 三、各官廳の金錢有價證券及物品の検査
- 四、各官廳のため銀行の取扱ふ現金及有價證券の出納に關する検査
- 五、法令により特に定められたる公私團體の會計の検査
- 六、官吏の會計上の非違に對する監察

監察若しくは審計の結果に基き、行政官廳の違法、若しくは不當の處分に就いて是正を要するものありとせられる場合には、監察院長は、各部の部會議によつて、國務總理に意見書を提出して、その處置につき國務總理の報告を求むる權能が與へられてゐます(監察院法第十四條)。

審計の結果に基いて、當該官吏に賠償の責ありとせられる時は、監察院長は、審計部會議の議決によりその責任を定め、國務總理に移牒して、その責を執行せしめる權限を有します(監察院法第十五條)。

監察若しくは審計の結果に基いて、官吏の懲戒を要する場合には、監察院長

は、各部會議の決議によつて、官吏懲戒委員に對して、懲戒を要求します(監察院法第十六條)。

監察院長は、隨時、審計及監察の成績に基いて、執政に意見を上申し、同時に法律又は行政上の改正を要する事項ありと認める時は、合せて上申することが出來ます(監察院法第十七條)。

監察報告書及審計報告書は、各部會議に於て確定し、監察院長より執政に提出します(監察院法第十三條)。

官吏の非違を糾弾し、各官廳の豫算或は出納の監督検査を執行する監察院はこれを行政機關の下に置きますと遂に機關本來の職責を完うし得ない虞れがあります。政府組織法が、監察院を分立せしめて、司法立法行政と截然と四權の獨立を確定し、監察院法が、その第一條に於て、國務院に對して獨立を規定し、更に監察官審計官の地位職分の保證を規定する所以は、一つに監察權行使の十全を期して、不正を除去し、國政を公正なる進運に向かはしめんが故であります。

法院

司法權行使の府は、法院であります。法院は法律により民事刑事及び訴訟を審判します(政府組織法第五章法院第三十二條)。審判は地方法院高等法院及び最高法院の三審制であります。

法官は、獨立してその職務を行ひ(政府組織法第五章第三十四條)、刑事又は懲戒裁判によるの外は、その職を免ぜられることなく、又其意に反して停職轉官轉署減俸されることはありません(同第五章第三十五條)。

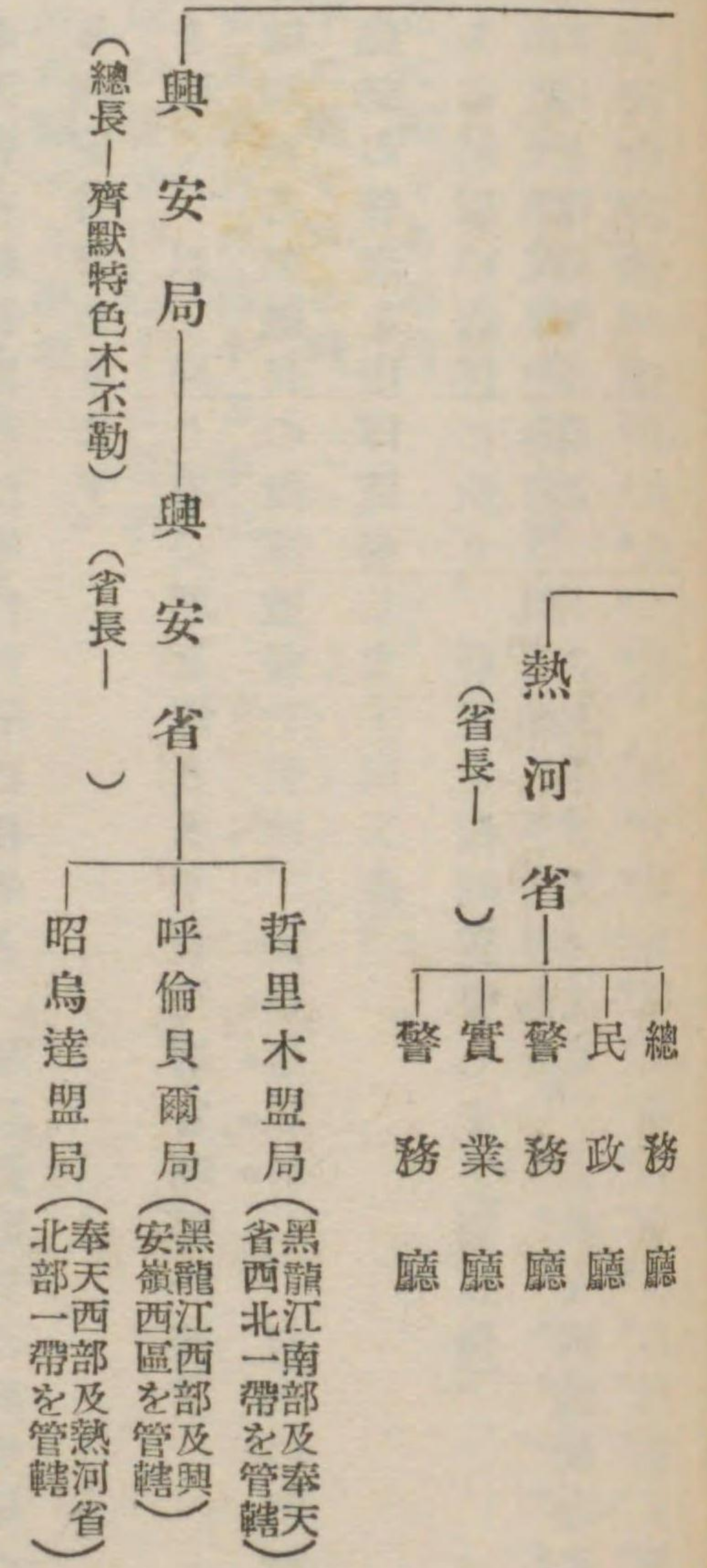
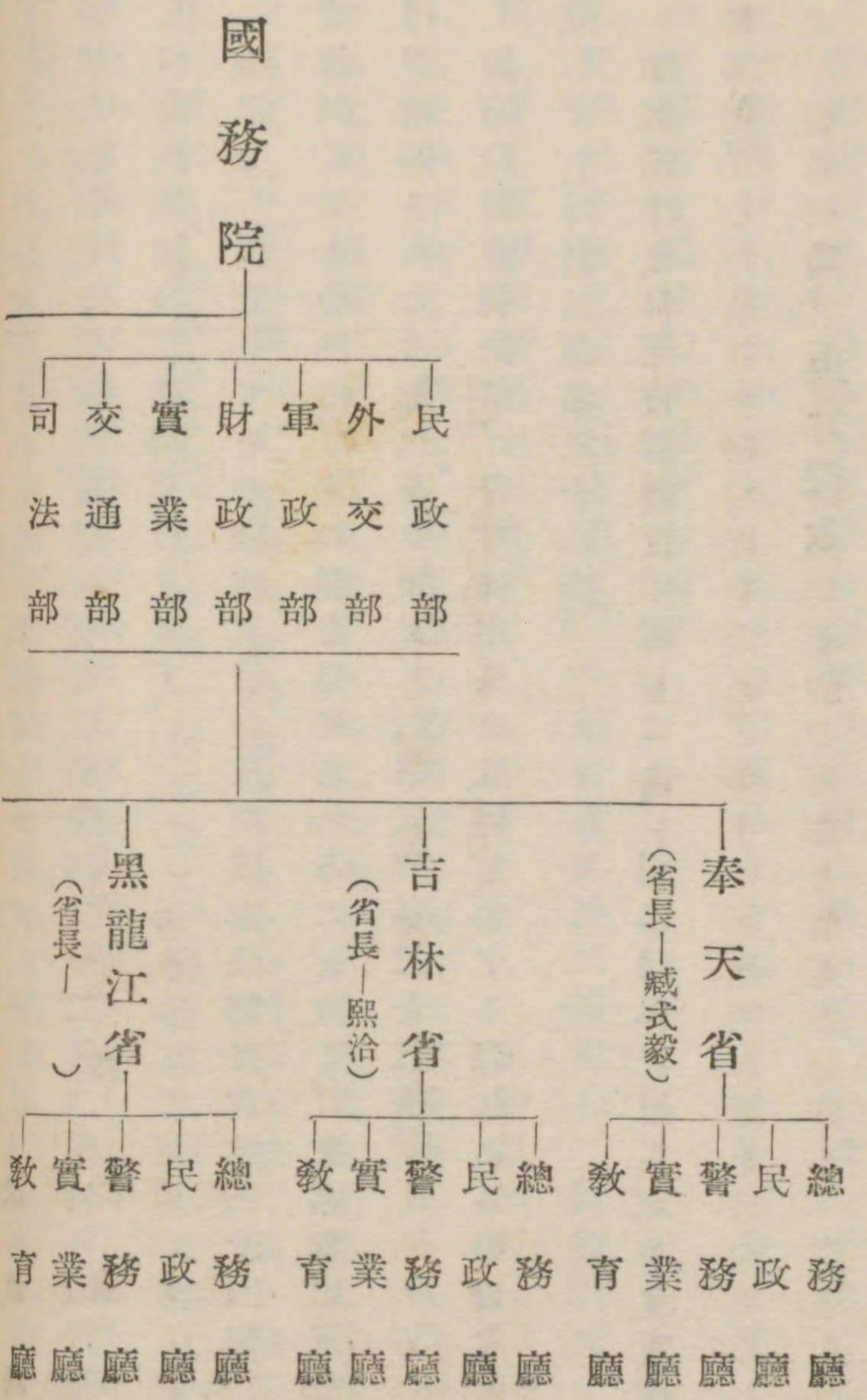
法院の對審判決は、安寧秩序又は風俗を害する恐れある場合を除き、之を公開します(同第五章第三十六條)。

行政訴訟その他特別訴訟に關しては、別に法律を以て定めます(同第五章第三十二條)。

二、地方行政

地方行政團體は、各省各縣各村各區であります。縣は官治行政の最下位であり、村區は自治行政と致します。

省公署組織系統



軍閥治下に於ては、省は、恰も一國をなし、各省は夫々軍隊警察裁判を有し、各々獨立した通貨金融制度を定め、勝手に封建的專斷を行つてゐたのであります。新滿洲國政府は、中央集權制の確立と擴充とを期し、從來の軍閥治下に於けるかくの如き省政府より專斷を許さず、省政府のかくの如き權限を剝奪し、省長にしかく強力なる權能を賦與しないのであります。従つて新滿洲國政府治

下に於ける省政府の地位は、中央政府と省以下の行政機關との仲介連絡の機關に過ぎないのであります。但し新政の過度的現状にあつては、中央政府の重要な職席にある官吏が、夫々各省長の地位にあり、夫々私兵を擁して居りますが、これ創業當時の止むを得ざる辦法であり、新政府の充實と共に夫々省長たる官職を離席せしむる方針であります。

各省

省は、奉天省吉林省黑龍江省熱河省の四省と、國務院直屬の興安局の監督指導下にある興安省であります。

各省に(興安省を除く、以下同じ)省公署を置きます(省公署官制第一條)。

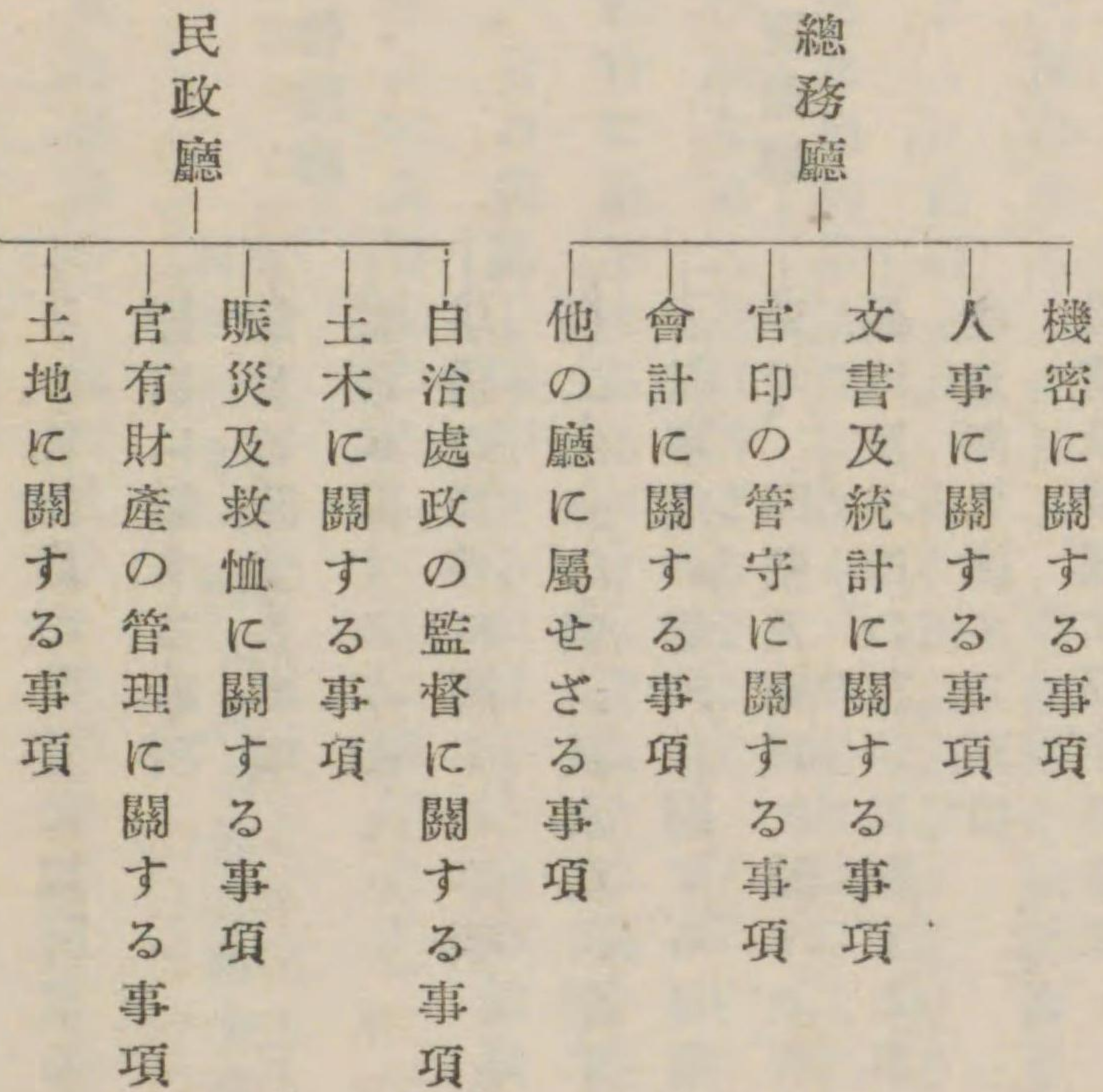
省長は、國務總理及各部總長の指揮監督を受け、法令を執行し、省内の行政事務を管理し、處部の管理を指揮監督します(同三條)。

省長は、職權又は特別の委任に依り、縣長を指揮監督します(同五條)。

省長は、安寧秩序を保持する爲め、兵力を要するときは、之れを國務總理に具狀します。但し非常急變の場合に於ては、地方駐在軍隊の司令官に出兵を要

求することが出来ます(同第六條)。

省公署に、總務廳民政廳警務廳實業廳教育廳を置きます。



その他他廳の所管に屬せざる一般行政事項

警務廳

- 警察に關する事項
- 衛生に關する事項
- 禁煙に關する事項
- 爭議の調停に關する事項

實業廳

- 農工商森林礦山及水産に關する事項
- 官營事業の管理に關する事項
- 荒地、開墾及植民に關する事項
- 農田及水田の整治に關する事項
- 度量衡に關する事項

教育廳

- 教育及學藝に關する事項
- 禮俗及宗教に關する事項

各縣

縣は、官治行政の最下位であります。軍閥治下にあつては、省が恰も

大名なるに比し、縣は小名の如く封建的專斷を恣にしてゐましたが、新政府治下にあつては、法律規則によつて縣知事の權限を制約いたします。

各區・村

各區・村に於ては、自治行政を行ひます。財源は、國に於ては原則として間接税なるに反し、直接税の賦課權を許し、自治行政の本旨に副ひます。

こゝに自治とは、近代法治國家に於けるが如く、法律的觀念により規定される法治的自治ではなく、所謂無爲に化すと云ふ支那農村を中心として發達せる特殊なる人民自治であります。昨年十一月十日自治指導部に於て表明せる『滿洲社會に適用せらるべき人民自治の根本要義』は、餘りに近代的解釋に促はれて、その眞諦を開明するには不十分の嫌はあるが、而も人民自治の態様の一斑を窺ふに足るものとして左に掲げます。

滿洲社會に適用せらるべき人民自治の根本要義

本指導部が、滿洲社會に適用せんとする人民自治は、近來法治國家の地方制

度に採用せられつゝある成文法的自治制の直譯的適用を意味するものでなく、中國社會の文化的經濟的諸條件を前提として現實的なる生活及生活手段の改善を企圖するものであるが、其の根本要義左の如し。

一、滿洲社會の特質に對する基礎認識

滿洲社會は其本質上、(一)農村舊社會、(二)都市舊社會、(三)幼稚なる近代都市社會、に區分せられるが其の特質は

(イ) 滿洲社會は、其人口の比例より見れば、其の大部分(九五%)は農村社會であること。

(ロ) 生産手段の形式より見れば、其の經濟的發展の階段は、落後的農業生産時代を出でざること。

(ハ) 社會關係より見れば、宗教的及地域的團體又は同業團體より成る半自治體であること。

(ニ) 社會生活の理想は、「平安」の一句に收り、近代文化的色彩極めて稀薄であること。

(ホ) 經濟的文化的發展の階段は、落後的なる關係よりして、其の實生活上國家機能の作用を必要とせず、従つて人民は一般に政治的無關心であること

(ヘ) 故に所謂政治的關心は、半封建的軍事勢力ある念書人、政客等の特殊社會層の生活的關心、所謂吃飯的關心に局限せられて居る。茲に獨裁と擄取の可能存在す。

(ト) 右の關係より一種の社會團體たる在理會、紅卍字、普濟教、大同會等が其の社會關係中に發生し、宗教的又は道義的名分の下に消極的なる政治的關心を活躍せしめて居る。

(チ) 故に滿洲社會は、社會學上の所謂舊社會であり、本質として軍事的支配階級とは、其の生存的利害關係に於て、仇敵の對立關係に立つてゐる

二、所謂滿洲社會の半自治の實質

茲に所謂半自治とは、法治的地方自治に對する中國社會の不完全なる自治形

態を指すものであるが、其の實質の概要は、

(イ) 宗教制度(血縁關係)

本制度は、例へば張家台、李家台等の名辭に現るゝ如く各血縁團體は、各々公祠―張公祠、李公祠の如きものを有し、内に歴代祖先の牌位の供着し、(一)教宗收族(祖先崇拜)(二)勸孝勸弟の中心とし、春秋二季に祭禮を行ひ、族長は闔族を一堂に召集し、不孝不弟の徒ある場合は族長大いに之を申斥し、或場合は鞭責、若し其の罪大なるものは死罪(昔時は淹死活埋もあつた)に處することすら許される。但し他の一面に於て同族間に於ける情誼は極めて隆厚で、冠婚祭葬の互通弔慶は勿論、壽誕生兒舊曆年節に於ける禮物の交換より、其の機能は、社會生活の相互扶助養孝救貧に及んでゐる。他族員との民事紛争の如き多くの場合此の機關に依て解決せられる。

(ロ) 土地廟制度(地縁團體)

公祠が家廟である一面、地縁に繋がる社會層は、又一箇の自治機關を形成する。之即ち土地廟制で、春秋二賽の社神公祭を催し、保正甲長は地方人民を召集して饗宴を張る。此の饗宴は、必ずしも飲食を目的とせず、公共水利公共堤防耕地争議その他農村間の共同利害に關する一切の案件を解決する機能を供へてゐる。平生の儀禮は勿論種々の公約合同に對する檢察をも行ひ、刑罰を執行する。

(ハ) 同業組合(ギルド)

同業組合制は、一般の市場的體系と言つても好いが、多くの場合商事同業組合及手工同業組合の二種に區別せられる。

(1) 商人同業組合 商人同業組合は、帮又は公會の名にて現る。多くの場合市鎮を以て單位として形成せらる(直隸人山東人等の如し)。各業公會(綢緞業布疋業廣貨業)各行公會(竹木行雜糧行)共に所謂董と稱する理事會に依て支配せられてゐる。

(2) 手工業組合 手工業組合は、多く公會の名を以て現はる。即ち摺拵業組

合者には杜康公會があり、木瓦業者には魯班公會、裁縫師間には軒轅公會等の如き是である。而して之等の公會の特質は、凡て宗教的形式を以て財神殿下に、又は軒轅會或は魯班聖誕下に聚集し、宗教的外皮を被りつゝ、徒弟待遇原料徵求商品價額の協定等苟くも共同利害に關する一切の事項を協議審査するものである。而して公會は、各々傳統的「公約」を有し、會首・會董等は檢察と刑の執行を司り、違犯者は獨り神罰のみならず、人事的制裁を受けなければならぬ。

第四 滿洲國創建の理想

建國の根本精神

新滿洲國建國宣言は、

惟へらく爲政は多言をとらず、たゞ實行如何を見るのみ。政體は何等を分たず、たゞ安居、集樂を主と爲す。滿蒙は舊時もと別に一國たり。今や時局の必要により自ら樹立を圖らざる能はずと。即ち三千萬民衆の意向を以て即日中華民國と關係を離脱し、滿洲國を創立する事を宣言し、是に特に建設綱要を中外に昭布し威聞知せしむ。

と宣して、新滿洲國は、南方支那との截然たる離脱獨立を誓明してゐます。然らば何が故の離脱獨立か、同宣言書は明瞭に、南方支那の混沌亂離にしてその秕政の極まるところを看破して、滿洲の自ら立つべき所以を明らかにしてゐま

す。即ち

惟々是内中原を顧みれば、改革以來初めは群雄角逐して頻年戦争、近くは一黨專横にして國政を把持す。何をか民生と曰ふ、實に之を死に置くなり。何をか民權と云ふ、惟々利を専らにするなり。何をか民族と云ふ、惟々黨あるを知るのみ。既に天下公と爲すと云ひ、又黨を以て國を治むと云ふ、矛盾乖謬にして自ら欺き、人を欺く。種々なる詐偽は究詰するに勝へず。

近來内訌屢々起り、疆土分崩し、黨すら自ら存する能はず。何ぞ能く國を顧みんや。茲に於て赤匪は横行し、災禍は洵りに起る。毒は海内を痛ましめ、民怨沸騰し、政體の不良に痛心、疾首して曩日における政治清明の時代を追思し、唐虞三代の遠きは幾んど及ぶべからず。これ我が友邦のともに目睹し、同じく感歎を深くする所なり。

それ二十年試験の得る所を以てすれば、その結果こゝに至る廢然として返るべきなり。然るに尙疾も諱み、醫を忌み、その舊惡を怙み、民意は新に抑遏すべからざるに藉らんか、然らばその往くところを縦にすれば、寢く共產に至り自ら亡國滅種の地に陥るにあらざればやまさらんとす。今にして我が滿蒙民衆は天賦の機縁において萬惡なる政治國家の範圍外に振拔して自ら脱することを求めざれば、勢必ず皆溺れ、同じく盡くるに至らんとす。

滿洲國は、かくして南方支那との離脱獨立を宣言照布し、大同元年三月一日建國の礎を定立したが、而かもその對外國際關係に於ては、ロシア革命の際に於けるソヴェート政府の宣言とは全くその立場を異にし、極めて中正妥當なる方途に立つものであります。即ち同宣言は、

その對外政策は、信義を尊重して親睦を求め、凡そ國際間の舊有の通例は謹みて遵守せざることなく、その中華民國以來各國と定むる所の條約上債務の滿洲新國家領土内に屬するものは、皆國際慣例に照し繼續を承認す。

商業を創興し利源を開拓するため我が新國家に投資を希望する者あらば、何國に論なく一律に之を歓迎し以て門戸開放、機會均等の實を擧げんとす。

と明言してゐます。而してこの公正妥當なる立場に於て、大同元年三月十二日滿洲國政府は、外交總長謝介石の名を以て、左の如き滿洲國建國通告を各國政府に宣布通達してゐます。

對外關係に關しては、次の如き諸原則に合致し友好關係を調製せんとす。

第一 新政府は、國務の遂行に當り、誠實信義の根本原則を遵守し、和惠友好の精神を堅持し、約定を重んじて國際平和の増進を期す。

第二 國際法及國際慣例に則り、國際正義を尊重す。

第三 外國との條約に基く支那共和國の義務は、國際法及國際慣例に照し、新國家これを繼承し、忠實にその義務を履行す。

第四 新國家は、滿洲領域内における外國人の既得權を犯すことなく、その生命財産に對して充分なる保護を與ふ。

第五 新國家は外國人民の入國及居住を歓迎し、諸民族に對し平等且つ衡平の待遇を與ふ。

第六 外國との通商貿易を奨め、世界經濟の發展に貢獻す。

第七 外國人の滿洲における經濟的活動に對しては門戶開放の原則を恪守す。即ち滿洲國は、公正にして眞摯なる立場に於て、國際法及國際慣例を尊重し、機會均等、門戶開放の原則を恪守すると共に、嘗て張學良軍權の排外政策のため、全く毀損し去られたる對外關係を、嚴正妥當なる常軌に回へさんとするものであります。

滿洲國は史上未だ嘗て見ざる大理想境を創建することを一大眼目とします。こゝに人種的偏見あるべからず。五族融合は即ちこの理想境たるの人的必須要件であります。建國宣言はこの點に關して、

凡そ新國家の領土内に居住するものは、みな種族の岐視尊否の分別なし。原有の漢族滿族豪族及日本朝鮮の各族を除く外、即ちその他の國人と雖も長久に居住を願ふ者は又平等の待遇を享くることを得。

と明言し、之を滿洲國立國の基礎的大綱としてをります。既に五族融合、四海

同胞の大則なる。然らば即ちこれに臨むに如何なる建設の要諦を以てするか。

王道政治の確立

窃に惟ふに、政は道に基き、道は天に基く。新國家建設の旨は、一つに天に順ひて民を安んずる事を主とす。施政必ず真正の民意に徇ひ、私見を存する事を容さず。(中略)

更に進んで言へば、教育の普及は正に禮教を崇ぶべし。王道主義を實行して必ず境内一切の民族をして熙々皞々として春臺に登るが如くならしめ、東亞永久の光榮を保ちて世界政治の模型となさんとす。

徳惟善政。政在養民。建國宣言が道破する如く、天に順ひて民を安んずる事を主とす。施政必ず真正の民意に徇ふは、之れ王道の眞諦であります。養生喪死無憾。王道之始也。こゝに壓制あるべからず、搾取あるべからず。民爲重。社稷次之。君爲輕。であります。王道主義は、その社會的基礎を封建社會に置くものとは云へ、その精神的根盤は正しく民主的社會にあります。想ふに軍閥の

秕政二十餘年の間、民意は全く蹂躪され、その壓制と搾取に、三千萬民衆は恰も生色なかつたのであります。建國宣言は、その慘狀を冒頭に縷述して、寧ろ陰慘を極めてゐます。

我が滿蒙の地は、(中略)地質膏腴にして民風は樸茂なり。開放を経るに及んで生聚日に繁く、物産豊饒、實に奥府となす。然るに辛亥革命後共和國成立して以來、東省の軍閥は中原變亂の機に乗じて政權を攫取し、三省に據りて己の有となし、緇黷相繼ぎ、竟に將に廿年ならんとす。貪婪、驕奢、淫佚を逞うして民生の休戚を顧ることなく、惟々私利をこれ圖る。内は暴斂横征を恣にして揮霍し、その結果幣制紊亂し、百業凋零するに至れり。且又時に野心を逞うして兵を關内に進め、地方を擾害し、民生を傷殘す。一再敗衄するも尙懊悔せず、外は信義を蟻棄して、鄰邦に開き悉く親仁の規に昧く、専ら排外を事とし、加ふるに警政修まらざるを以て、盜匪横行して四境に遍く、到る處擄掠焚殺して村里は一空となり、老弱は溝壑に陥り、餓殍は途に

載す。我が滿蒙三千萬の民衆が命をこの殘暴無法なる區域の内に託するは死を待たんのみ。何ぞよく自ら脱せんや。

死を待つのみ民衆三千萬をして、蕩々平々春臺に樂しましめ、鼓腹擊壤の樂土に悠々たらしめることこそ、王道の極致であり、滿洲國理想境創建の使命であります。而して軍閥的壓制と搾取なき社會の實現こそ、即ち滿洲國創建の第一歩であります。

民權の自由開放

軍閥的壓制なき社會は、先づ民權の開放自由より始まらねばなりません。宣言の所謂その常に得べき權利を保證し、それをして絲毫の侵損あらしめず。茲に極力往日の暗黒政治を剷除することを第一義とします。即ち新滿洲國政府が、人權保障法を定めて、人民の自由及權利の保障を、全人民に對して誓約する所以であります。而もこの保障は從來の軍閥的壓制下に見るが如く、一片の空文たらしめることなく、司法、行政を通じて嚴格に、三千萬民衆の日常生活に徹

底して實現すべきことは、新滿洲國政府の誓つて公約するところであります。

三月十一日滿洲國執政の人民に對し誓約せる「人權保證法」は次の如くであります。

人權保障法

全人民の信任に依り、滿洲國の統治を行ふ執政は、茲に全人民に對し、戰時若くは非常事變の際を除くの外、左記各項に準據して、人民の自由及權利を保障し並びに義務を定むべきことを誓約す。

第一條 滿洲國人民は、身體の自由を侵害せらるゝことなし。公の權力による制限は、法律の定むるところによる。

第二條 滿洲國人民は、財産權を侵害せらるることなし。公益上必要による制限は、法律の定むるところによる。

第三條 滿洲國人民は、種族宗教の如何を問はず、凡て國家の平等なる保護を享く。

第四條 滿洲國人民は、法律の定むるところにより、國又は地方團體の公務に參與する權利を有す。

第五條 滿洲國人民は、法律の定むるところにより、均しく官公吏に任ぜらるるの權利を有し、その他の名譽職に就任するの義務を負ふ。

第六條 滿洲國人民は、法令の定むる手續に従ひ、請願をなす事を得。

第七條 滿洲國人民は、法律の定めたる法官の裁判を受くる權利を有す。

第八條 滿洲國人民は、行政官署の違法處分により權利の侵害せられたる場合は、法律の定むる所に従ひ、之が救治を請求することを得。

第九條 滿洲國人民は、法令によるに非らざれば、如何なる名義においても、課税徵發罰款を命ぜらるる事なし。

第十條 滿洲國人民は、公益に反せざる限り、共同の組織により、その經濟上の利益を保護増進する事を得。

第十一條 滿洲國人民は、高利暴利その他一切の不當なる經濟的壓迫に對し

均しく保護を受く。

第十二條 滿洲國人民は、均しく國又は地方團體の公費による各種の施設を享有する權利を有す。

軍閥的壓制の除去民權の開放自由の保障と共に、搾取なき社會の具現は、滿洲建國の緊要事であります。張二代による軍閥的搾取は、その軍事的野望による必然的軍費の膨大とこれが補救のために、飽くなき苛斂誅求を行つたのであります。一九三〇年度に於ける奉天省歳出額の八八%實に七千六百萬元の巨大なる軍費は盡く、張家並にその郎黨が自らの封建的勢力擁護又はこれが擴張のための私財だつたのであります。而もかくの如く巨額なる軍費は、酷烈なる封建的搾取によつて、三千萬民衆より強徵せる尊い膏血であります。既に學良一家の搾取機關を掃蕩し盡せる新滿洲國政府は、こゝに財政の一大改革を斷行し、民意に徇ひ民を保んずるの具體的光明を提示いたしました。即ち財政改革は次の如き方針を以て行ひます。

財政改革の根本方針

財政改革綱要

- 一、善政主義を基調とし、極力經費の節約を圖り、之に因る剩餘財源を以て、庶民負擔の輕減に充つ。
- 一、省財政の財源は、本則として之を間接税に求め、直接税は地方自治(市縣)に委譲す。
- 一、從來惡税と認められたるものは之を廢止又は輕減す。
- 一、新税は、之を創設せず。
- 一、歳出は、差當り必要なものみに止む。
- 一、各廳歳出豫定額に過不足を生じたるときは、財政廳に於て、適當なる手續を経て、之を増減することを得。
- 一、歳入歳出の出納に關する事務は、總て東三省官銀號本支店をして之を取扱

はしむ。

一、歳入歳出豫算額は、現大洋を以て表示す。

歳入豫算編成に關する方針

- 一、租税に關しては、國税及省税の區分を撤廢す。
- 一、租税公費中、左記種目は之を廢止す。
 - (一) 釐 税
 - (二) 木植税
 - (三) 中江税
 - (四) 蒙鹽税
 - (五) 菸酒及牌照附加二成軍費
 - (六) 各項票照費
- 一、租税中左記税種に對しては、税率を半減す。
 - (一) 出產税

- (一) 豆 税
- (二) 油糧税
- (三) 繭絲税

一、租税中左記税種は、之を地方自治市縣に委譲す。

- (一) 田 賦
- (二) 牲 畜 税
- (三) 營 業 税
- (四) 牙 當 税
- (五) 菸酒牌照税
- (六) 船 捐
- (七) 車 牌 捐
- (八) 剪 課

一、財政廳の直接收入となる租税は、税捐局之を取扱ひ、地方自治市縣の收入

となる税捐は、各自治市縣に於て之を取扱ふものとす。
鹽税に關しては、別に財政廳の定むる所に依り、鹽運使署之を取扱ふものとす。

一、租税收入の通貨は、従前の例に依る。

一、廢止又は委譲したる以外の租税に對し、後日必要あるときは、適當なる改正整理を爲すものとす。

歳出豫算編成に關する方針

一、交通委員に關する歳出入豫算は、之を特別會計とす。

一、一般會計を以て支辨する費目は、次の通りとす。

- (一) 内務費
- (二) 財政費
- (三) 實業費
- (四) 司法費

- (五) 軍事費
- (六) 指導部費
- 一、歳入剩餘金は、次の経費に充當するものとす。
- (一) 庶民福利に關する経費
- (二) 臨時費
- (三) 東三省官銀號の整理資金

地方自治市縣に對する財務行政方針

一、地方自治市縣は、其の市縣に於て徵收する租稅公費其の他の財源を以て、一切の経費を支辨するものとす。

一、地方自治市縣は、市縣民の負擔を輕減する爲、財政廳の認可を受け、速かに地方稅の改廢整理を行ふものとす。

前項の改廢整理は、縣市民の負擔に苦痛を與へざる稅種のみを存置し、然らざるものは之を廢止又は輕減する方針を以て行ふものとす。

一、新稅又は省政府の稅種と性質の類似するものは、創設せざるものとす。以上の如き庶民の負擔輕減福利増進を全目標とする改革方針により編成提示されたる本年度豫算は即ち次の如くであります。

奉天省政府大同元年度一般會計歳入歳出豫算

(單位—千元)

歳	一九三〇年度		大同元年度豫算額	
	豫算額	額	全年度分	自十一月至翌年六月
歳入	六五,六四三		二〇,三六二	一三,五七二
歳出	八六,一七二		一〇,二〇〇	六,八〇〇
差引過不足	不足二〇,五二九		過一〇,一六二	過六,七七二

〔摘要〕 剩餘金は次の経費に充當するものとす。

- 一、庶民福利に關する経費
- 一、臨時費

一、東三省官銀號の整理資金

奉天省政府大同元年度特別會計歳入歳出豫算

(單位—千元)

歳	大同元年度豫算額	
	全年度分	自十一月至翌年六月
歳入	一八〇	一二〇
歳出	一八〇	一二〇
差引過不足	—	—

即ち新滿洲國豫算額は、學良軍閥の一九三〇年度に於けるそれと比較すれば、一般會計豫算に於て實に豫算總額僅かにその五分の一の少額であり、租税をその大宗とする歳入僅かに三分の一、歳出に至つては驚くなかれ漸く八分の一であります。如何に新國家が民を保んじ、民衆の負擔軽減・福利増進を行へるかの明瞭なる實證であります。次の豫算明細に就いて見られよ。

奉天省政府大同元年度一般會計歳入各項明細

(單位—千元)

款項	一九三〇年度	大同元年度豫算額	
	豫算額	全年度分	自十一月至翌年六月分
第一款 租稅收入			
第一項 出產稅	二、二五八	六〇六	四〇五
第二項 豆稅	三、一八七	一、二五五	八三七
第三項 油糧稅	二〇七	五三	三五
第四項 繭絲稅	三二一	八四	五六
第五項 漁業稅及秤用	—	一三二	八八
第六項 捲煙稅、棉紗、麥粉、水泥稅	三、六九三	三、七八〇	二、五二〇
第七項 菸稅	一七三	一〇九二	七二八
滿洲國創建の理想		九三	六二
		一一三	

滿洲國創建の理想

一一四

第八項	酒稅及酒特稅	一、三〇二	六八九	四五九
第九項	酒公賣稅	六四〇	三三六	二二四
第十項	印花稅	一、二四〇	六〇四	四〇二
第十一項	契稅	八一五	四四六	二九七
第十二項	鑛稅	一三六	七五	五〇
第十三項	撫順煤稅及報償金	四二六	三一二	二〇八
第十四項	硝磺捐	四九	二七	一八
第十五項	鹽稅	三、一三八〇	一〇、〇〇〇	六、六六七
第二款	官業及官有財產收入	六〇二	四五〇	三〇〇
第一項	官業收入	九	四八	三二
第二款	雜收入	五〇四	二八〇	一八四
合計		二〇、三六二	一三、五七二	

(備考) 大同元年度豫算額は一般收入減と事變に因る收入減とを見込み計上せり

奉天省政府大同元年度一般會計歲出各項明細

(單位—千元)

第一款	內務費	一九三〇年度豫算額	月額	年額
第一項	省政府委員會經費	二、九一三	一、四〇〇	一、六八〇
第二項	民政廳經費		五〇	六〇〇
第三項	教育廳經費		五〇	六〇〇
第四項	警察經費		一〇	一二〇
第二款	財政費	一、六八二	二〇〇	二、四〇〇
第一項	財政廳經費		五〇	六〇〇
合計			一一五	

第二項 稅捐局等の經費	一五〇	一、八〇〇
第三款 實業費	三〇	三六〇
第一項 實業廳經費	三〇	三六〇
第四款 司法費	二〇〇	三六〇
第一項 司法費	三〇	三六〇
第五款 軍事費	七六、〇七五	三、六〇〇
第一項 軍事費	三〇〇	三、六〇〇
第六款 指導部費	一五〇	一、八〇〇
第一項 指導部費	一五〇	一、八〇〇
合計	八五〇	一〇、二〇〇

搾取機構として、張二代の軍閥が、如何に巧みに奉天票のカラクリを濫用することにより民衆の膏血を絞つたかは前項に詳述しましたが、かくの如き搾取機構を除去するために、新滿洲國家は東三省官銀號その他各官衙による不合理

極まる特産買占めを始めその他の國營事業は、斷然廢止します。更に十億に餘る奉天票の濫發を整理し、幣價の不安定による民衆の損失を救済して、徹底的に封建的搾取機構を廢除いたします。幣價の安定、従つて搾取機構の廢除こそ通貨の統一・貨幣本位制の確立に先立つて、滿洲新國家幣制改革の根本問題であります。

滿洲國軍事費

自らの地位と組織とを維持擴充するために、如何に張二代の軍閥が、膨張し行く軍費の捻出のために、苛酷なる苛斂誅求を行ひ、如何に巧妙なる搾取機構を擅まにしたか。獨り奉天省のみならず、軍費の膨張は、學良時代にあつて、張作相治下の吉林省に於ては、省政府收入二千三百萬元の中一千八百萬元、萬福麟治下の黑龍江省に於ては、省政府收入一千百萬元の中一千萬元は軍事費に支出してゐます。作福二軍閥が學良に劣らず、如何に兩省民衆の搾取を強徴したか、思つて戰慄を禁じ得ません。かくの如き壓制と搾取機構の徹底的除去こそ、滿洲新國家創建第一の焦眉の問題であるが故に、新政府は、

如上着々その業績を治めて民心を保からしめてゐます。

軍事費の廢除は、即ち安民自強の良策であります。而も獨立國家たる滿洲國の國防は如何。滿洲國の國防は、ロシヤに對する對露國防、並に南方支那に對する對支國防であります。

張家二代の軍閥下に於ける

膨大なる軍費に比すれば、ものゝ數ではありません。

〇〇軍としての滿洲國軍隊の存在は

但し過渡期に於ける匪賊横行の現狀にあつては、治安維持軍の必要なことは止むを得ないところであります。而もこの治安維持軍は、一定地域に於ける治安の維持に任ずるものであります。而して匪賊の潰滅と共に、治安維持軍は治安維持軍を存置せしめることは、即ち新たな軍閥發生の餘地を藏するからであります。

第五 滿洲國の貨幣制度

通貨の無統一

軍閥治下に於ける滿洲の地は、各省は恰も諸大名であり、省は正に一國を形成してゐました。従つてこの地方分權の弊風は、凡ゆる經濟事象を無統一に亂脈ならしめてゐたのであります。これを通貨について見ますに、誠に不統一亂脈の限りであります。たゞにその種類に於てのみならず、その價值に於て雜然たるものであります。一省一國を形成し、封建的軍閥治下にあるが故に、通貨の流通は、地方的に局限され、一地方の通貨は、他地方に於て流通せざる迄も時に多額の打歩をもつて漸く流通するが如き状態であります。従つて諸取引賣買の交換手段としての通貨の機能は、全くその圓滑性を失ひ、價值の不安定は、物價の定まりなき變動高低を惹起して、商取引は不安と危險に瀕し、貸借關係

は更に複雑多岐となつて來るのであります。こゝに軍閥的搾取機能の乘ずる餘地があり、三千萬民衆の生活は救ひ難い難澁に押し込められざるを得ないのであります。

滿洲の地は、南方支那の一部として、その固有の複雑なる通貨をもつのみでなく、更に支那以外の外國の通貨が侵入して、交錯多岐ならしめてゐます。例へば、日本帝國の關東州租借地並に滿鐵附屬地が、滿洲の地を南北に縦斷して入り込んでゐるのであります。滿洲の地が、その通貨制度に於て、銀本位制をとるに反し、日本帝國は金本位制を採用してゐるのであります。かくして滿洲の地に於ける通貨制度は、全く歸趨を知らざる亂脈多様なものであります。

支那側貨幣系統

銅本位

鑄貨 銅元—品位九百五十の銅錢にして主要なる補助貨。

制錢—元鑄貨があつたが、現今流通せず。單に計算上の單位であります。百

六十乃至五百を吊と稱し、銅元一はその十に當ります。

紙幣 官帖—元來吊の兌換券であります。不換紙幣となりました。吉林・黑龍

江兩省に流通してゐます。

銅元票—銅元の不足を補ふための兌換券。

銀本位。

鑄貨 元寶銀(兩)—所謂馬蹄銀にして、品位は、營平兩九九二を標準とします。

純銀五三一・六八トロイグレイン。

大洋錢(元)—袁世凱の彫像あるもの。一元の品位は、九〇〇純銀三七三・一三一

三トロイグレイン。

小洋錢(角)—品位八二〇、純銀三三九九トロイグレイン。

紙幣 過爐銀—營口の銀爐が發行する一種の手形。

大洋票(元)—大洋錢の兌換券にして哈大洋票の如きであります。

奉天票—不換紙幣。

小洋票(角)—小洋錢に兌換する銀行券。

私帖(角)—私人の發行にかゝる一覽手形であり。小洋錢にて示す、流通範圍は

極局部的。

外國貨幣系統

銀本位。

鑄貨 日本帝國圓銀貨、メキシカン・ダラー銀貨。

紙幣 橫濱正金銀行鈔票—銀圓に兌換します。

日本政府軍票—日露戰爭當時發行したもので回收未済のもの。

金本位。

日本銀行兌換銀行券。

朝鮮銀行兌換銀行券—金票又は老頭兒票と呼ばれてゐます。

チエルヴオネツツ紙幣—一〇ルーブルのソヴィエト紙幣。以上の如く多様

の通貨は、その地域と用途とによつて夫々異なります。奉天票並に現大洋票は奉天

を中心として流通し、吉林官帖は吉林を中心とし、黒龍江官帖は黒龍江省に於て、ハルピン大洋はハルピンを中心として夫々流通してゐます。硬貨としては、銅錢大洋錢は一般に用ひられてゐるが、安東には鎮平銀なる馬蹄銀があり、營口に於ては、振替制度の一種とも云ふべき過爐銀制度があります。而してこれ等通貨のもつ重要性は、貨幣の種類及系統に依存するよりも、全くその發行者の實力によつて決定されるのであります。而も驚くべき事實は、學良政權下にあつては、不換紙幣が原則として本位貨であつて、鑄貨としては、銅錢が補助貨として使用されたのみであります。

通貨流通高

滿洲各種通貨流通高

	一九三〇年末	一九三一年末	一九三二年末
奉天 票(千元)	1,300,000	3,000,000	1,178,940
現大洋 票(千元)	—	45,000	67,237
哈大洋 票(千元)	38,000	37,300	39,000

吉林 官帖(千吊)	3,100,000	10,000,000	9,500,000	10,165,000
永衡大洋 票(千元)	6,000	10,000	10,000	11,100
永衡小洋 票(千元)	1,500	—	—	13,000
黒龍江省官帖(千帖)	3,400,000	11,700,000	5,000,000	10,717,870
黒龍江四分債券(千元)	10,000	—	—	4,794
廣信大洋 票(千元)	—	10,000	—	20,790
過爐 銀(千兩)	11,000	15,000	110,000	—
鎮平 銀(千兩)	11,500	11,000	11,500	—
大洋 錢(千元)	500	1,000	—	—
小洋 銀(千元)	5,500	5,000	—	—
現銀價值合計(千元)	1,673,300	2,331,300	—	2,149,526

(備考) 一九三一年分は中國交通銀行發行のものを除く。

通貨の價值

支那側諸紙幣は、名目上は兌換券の體裁を装つてはゐるが、現

實には盡く不換紙幣であります。従つてこれ等紙幣の價值は、主としてその發行高に依存します。

金票一〇〇圓に對する紙幣相場

年	鈔票		奉天票		現大洋		吉林官帖		黑龍江省官帖		哈大洋	
	(圓)	(元)	(圓)	(元)	(千吊)	(千吊)	(元)	(元)	(千吊)	(千吊)	(元)	(元)
一九二五年	七六	一六八	—	—	—	—	一三・六	一六・〇	—	—	—	八二
一九二六年	九六	三五九	—	—	—	—	一六・五	二〇・六	—	—	—	一〇六
一九二七年	一〇五	九五七	—	—	—	—	一八・〇	三一・五	—	—	—	一二九
一九二八年	一〇〇	二、四五三	—	—	—	—	一八・六	三七・五	—	—	—	一三八
一九二九年	一〇九	五、六八二	—	—	—	—	二〇・七	四三・七	—	—	—	一五四
一九三〇年	二〇八	一〇、〇三六	—	—	—	—	一六四	三四・四	八七・〇	—	—	二三四

發券銀行

これ等不換紙幣の發行は、東三省官銀號・中國銀行・交通銀行・邊業銀行・遼寧四行號・聯合準備庫・吉林永衡官銀錢號・黑龍江省廣信公司・黑龍江省官銀號等

に於て、夫々自由無制統に行つてゐます。紙幣及びその發券行銀は次の如し。

奉天票

- 東三省官銀號
- 邊業銀行
- 中國銀行
- 交通銀行

現大洋票—聯合準備庫

- 東三省官銀號
- 邊業銀行
- 中國銀行
- 交通銀行
- 黑龍江省官銀行

ハルビン大洋票

- 永衡大洋票(三種)
- 永衡小洋票(七種)
- 吉林官帖
- 吉林永衡官銀錢號

滿洲國の貨幣制度

黑龍江大洋票
廣信大洋票
黑龍江官帖 } 黑龍江省廣信公司

即ち發券銀行に於て無統一なるのみならず、同種の紙幣にして發行所を異にするもの數種が存在し、全く通貨は亂脈を極めてゐます。

幣制改革の基準

かくの如き滿洲に於ける通貨の亂脈は、當然幣制改革を必要とすることは謂ふまでもありません。

通貨の第一義は、交換の一般的媒介をなし、取引の圓滑を期する點にあります。各省毎に各々通貨を異にし、而も一省内に於て多數の發券銀行を有して各々その通貨を異にするに至つては、流通の不便は謂ふまでもなく、取引の圓滑は到底期し得られないのであります。即ち

(一)通貨の統一が幣制改革根本の基調でなければなりません。茲に於て從來多種多様の發券銀行により發行する紙幣を、一大發券銀行に統一集中し、滿洲全

般に對して、唯一の發券銀行たる中央銀行の確立を緊急條件とします。而もかくの如き中央銀行は、從來東三省官銀號のなせる如く、營利的乃至搾取を目的とする附屬事業は行はしめず、發券銀行たる本務を遂行せしめねばなりません。

(二)通貨の統一は、更に通貨價值の安定を條件とします。通貨價值の安定あつて始めて通貨の統一を保し得るのであります。即ちこゝに金銀通貨本位制が問題となります。いづれの本位制採用が通貨價值の安定を期し得られるか、問題であります。謂ふまでもなく、世界經濟に於ける國際決濟手段は金であり、金は、この意味に於て國際貨幣であります。想ふに貨幣制度發達史は即ち金本位への發展の歴史であり、而も世界の現狀にして金を國際的通貨となす限り、一國の貨幣制度を國際通貨たる金にその本位を求むることは、即ち國內通貨價值の安定を期する所以であります。わけても、滿洲國は、その現狀並に將來に於て、日本帝國との緊密なる關係の持續を最肝要となすが故に、日本帝國とその本位制を同することは尤も緊要であります。即ち滿洲國は、金本位の基礎の

下に立たんとする意圖を有するものであります。

(三)而しながら金本位の確立は、直ちにこれを期することは到底不可能であります。南方支那の一環として永年に於ける銀の殿堂と組織の下に終始せる三千萬民衆の關心は、到底一朝にしてその轉向は至難であると共に、金本位制採用に對する保證準備は、今日直ちにこれを期し得られないが故であります。即ち滿洲國が、暫定的に銀本位制を採用し、暫くこの制度の下に幣制の統一を計らんとするは、全く止むを得ざるに出た辦法であります。通貨統一に對する滿洲國當面の大綱は、次の如くであります。

滿洲國幣制大綱

- 一、銀本位制を採用し、漸次幣制の統一をなす
- 二、新國家の中央發券銀行を設立し、紙幣發行の獨占權を有せしむ
- 三、中央銀行は、現在の東三省官銀號邊業銀行吉林永衡官銀號黑龍江省官銀號(廣信公司)の營業を繼承す

四、中央銀行の組織は、株式會社、資本金三千萬元とす。半額は政府出資し、半額は民間より募集す。(一株の額面一〇〇元、二分の一拂込、應募者は政府の許可を要す)

五、本店を長春に、支店を奉天吉林・ハルビン・チチハル・錦州・綏中・鄭家屯・海龍その他におく

六、中央銀行の株主配當は、年六分政府補償附

七、從來官銀號の經營せる附屬事業は漸次整理して獨立會社となし、中央銀行は、發券銀行たる本務に復すること

第六 滿洲國産業の開發

産業の門戸開放

滿洲國は、農業を基としてゐます。農業は各種産業の根柢をなし、三千萬民衆の主業であります。而して軍閥治下に於ける壓制と搾取と治安の紊亂とのために、三千萬民衆は生色なきこと土の如く、安んじて生業に就くことを得なかつたのであります。而もよくその壓制と忍従に耐え得てこゝ近々三十年以内の間に於ける産業の發達は誠に驚くべきものがあります。況んや搾取なき光明の滿洲國治下にあつては、産業の開發は洋々として急速度の進展をなすことは明白であります。即ち滿洲國家は、その建國宣言に聲明するが如く、先づ民衆の『生計を維持』して民を安んぜしめ、更に『實業を奨励し、利源の開拓』に全努力を傾倒するものであります。而してこれが爲めに『新國家に投資を希望する者あらば、

何國に論なく『門戸開放機會均等の實を擧ぐべく』一律に之を歡迎するものであります。

農産物 滿洲は大豆の國とも稱せられ、滿洲の主要産物たる大豆・高粱・玉蜀黍の中、特に大豆は、その産額に於て冠たるのみならず(世界總産額の二分の一を占む)豆油・豆粕の油房工業を起し、滿洲輸移出貿易の大宗を占めてゐます。

一九三〇年作付面積 (單位—陌) 一九三〇年收穫高 (單位—石)

大 豆	四、一一八、四五〇	四〇、六八七、二六〇
その他豆類	三五〇、二二〇	二、五六六、四三〇
高 粱	三、〇三一、四二〇	三七、三二九、三八〇
粟	二、二〇九、六七〇	二八、〇七九、四三〇
玉 蜀 黍	八六五、五二〇	一一、〇八二、八八〇
小 麥	一、三八一、二〇〇	一〇、二六九、九二〇
陸 稻	一〇八、三八〇	一、八〇五、六九〇

滿洲國產業の開發

一三四

水	九八、一四〇	一、六〇六、七八〇
その他雜穀	一、〇八六、三二〇	一七、九一六、七〇〇
計	一三、二四九、三二〇	一五二、三四四、四七〇

一九三〇年に於ける農作物作付面積一千三百餘萬陌、收穫高一億五千餘萬石は、三千萬住民の食糧を充して更に多量の過剰を生じ、同年海外に輸移出されたる大豆外六種の特産品のみにて、價額二億五千餘萬海關兩に達し、全滿洲輸移出貿易額の實に六四・一％に該當してゐます。

一九三〇年全滿洲輸移出額に於ける農産物の地位

大豆	輸移出額(海關兩)	(%)
大豆	一一四、二五六、七五四	二九・一
その他豆類	九、六八一、七〇九	二・四
豆	六六、一三五、三六五	一・六
油	二八、二〇七、三四五	七・二

粟	二四、三六五、〇九四	六・二
高粱	六、三九三、八八一	一・六
玉蜀黍	三、〇七八、五七五	〇・八
計	二五二、〇一八、七二三	六四・一
その他	一四〇、八五五、五二三	三五・九
合計	三九二、八七四、二四六	一〇〇・〇

滿洲の特用農作物として、大麻(線麻)苧青麻(煙草)菸、胡麻(大麻子)荏(蘇子)等があります。綿麻及青麻は、年産四千餘萬斤に達し、煙草は吉林省を主として年五千餘萬斤を産します。更に製糖の原料である甜菜の栽培及び亞麻の栽培も有望であり、紡績業の發達に伴ひ、滿洲の南半部には棉花の栽培も有利であります。更に關東洲より奉天附近にあつては果樹の栽培は大いに將來があります。現在これ等特用作物の作付面積は、三四〇、六〇〇陌と推定されてゐますが、滿洲國の發展と共に大いに將來の發展を期待されます。

滿洲國產業の開發

一三五

滿洲の地は、軍閥の壓制と治安の攪亂の爲めに、産業の開拓は遅々として振はず、農業部門に於ける左の土地利用状況を見ても明瞭なる如く、開發は寧ろ今後の善政と指導に待つところ多大であります。

	可耕地(陌)			計	不可耕地(陌)		
	既耕地	未耕地	計		既耕地	未耕地	計
奉天省	一八、五〇六、八〇〇	四、七〇、七〇〇	一、六八八、九五〇	六、三九、六五〇	一三、一〇七、一五〇		
吉林省	三六、七五、三〇〇	四、九四、五〇〇	五、九二、〇七〇	一〇、八六、七四〇	一五、八八八、五〇〇		
黑龍江省	五八、二七、四〇〇	三、八五、九七〇	八、九八二、五〇〇	二二、八四、四〇〇	四三、三六三、九四〇		
計	一〇三、四九、五〇〇	一三、五〇八、三四〇	一六、五九一、五三〇	三〇、一〇〇、八六〇	七三、三七八、六五〇		
	總面積に對する比率(%)			可耕地に對する比率(%)			
	可耕地	不可耕地	既耕地	未耕地	既耕地	未耕地	
奉天省	三四・六	六五・四	二五・五	九・一	七三・六	二六・四	
吉林省	四〇・六	五九・四	一八・五	二二・一	四五・五	五四・五	
黑龍江省	一一・〇	七・八	六・六	一五・四	三〇・〇	七〇・〇	
平均	二九・一	七〇・九	一三・一	一六・〇	四四・九	五五・一	

即ち奉天省に於ては、將來開拓すべく残されたる土地は、全面積の漸く九・二%に過ぎないが、吉林省に於ては全面積の二二・一%即ち可耕地五四・五%黑龍江省にあつては、可耕地の大部分七〇・〇%は將來の開拓に待つて居ります。

礦産物

石炭 滿洲輸移出貿易に於て農産物に次ぐ大宗は石炭であります。

石炭は、滿洲礦業物中の第一位に推さるべきものであつて、その埋藏量二十七億噸、撫順、本溪湖、煙台、大疋疽、新邱等の大炭田を初め、其數實に數十に及びます。滿洲に於ける石炭埋藏量及出炭高の現状を示せば左の如くであります。

奉天省

産地名	推定炭量(單位一噸)	一九二九年出炭高(單位一噸)
撫順炭礦		七、二五四、五八二
撫阿金溝		六〇、〇〇〇

滿洲國産業の開發

順瓢兒屯

九二六、七〇〇、〇〇〇

田華勝

炭蛇窩

煙炭採炭所

台尾明山

田磐盛堡

石門寨

五湖嘴

炸子窰

本溪湖

牛心臺

賽馬集

四〇、〇〇〇、〇〇〇

二、〇〇〇、〇〇〇

八〇〇、〇〇〇

六、四二三、〇〇〇

一三、八九九、〇〇〇

七〇〇、〇〇〇

一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一〇、〇〇〇、〇〇〇

六、〇〇〇、〇〇〇

一三五、八〇〇

四九、三〇〇

二三、四九〇

四五、〇〇〇

二一〇、〇〇〇

五二一、〇〇〇

六八、〇〇〇

一、五〇〇

田師付溝

小市

西安(大疙瘡)

掏鹿

杉松崗

三家子

八道濠

大窰溝

紅窰峴

鐵廠

其他

小計

吉林省

滿洲國產業の開發

二〇、五〇〇、〇〇〇

二、〇〇〇、〇〇〇

三二、〇〇〇、〇〇〇

三、〇〇〇、〇〇〇

一、〇〇〇、〇〇〇

四六三、〇〇〇

三〇〇、〇〇〇

一、〇〇〇、〇〇〇

三、五〇〇、〇〇〇

一、二二一、〇〇〇

二、五〇〇、〇〇〇

一、一七四、〇〇六、〇〇〇

一三、〇〇〇

一〇〇、〇〇〇

五、〇〇〇

一〇、〇〇〇

五、〇〇〇

六〇、〇〇〇

三、〇〇〇

八、五六四、六七二

滿洲國產業の開發

寬	城子	1,100,000	—
沙	河子	300,000	5,000
火	石嶺	2,000,000	100,000
馬	家溝	150,000	3,000
南	大溝	200,000	1,000
缸	密溝	300,000	15,000
棒	槌溝	100,000	5,000
奶	子山	2,000,000	68,000
老	頭兒溝	2,000,000	16,000
穆	稜	5,000,000	350,000
密	山	25,000,000	—
其	他	500,000	—
小	計	38,850,000	563,000

140

黑龍江省

札	賚諾爾	200,000,000	186,500
鶴	立崗	40,000,000	220,000
其	他	3,387,000	—
小	計	243,387,000	306,500
熱	河省	—	10,775
新	新邱	—	—
邱	孫家灣	1,100,000,000	23,000
炭	烏龍溝	—	—
田	米家窩舖	—	—
暖	池塘炭田(南票)	22,000,000	5,000
岳	家溝炭田(北票)	20,000,000	452,000
其	他	223,000,000	—
滿洲國產業の開發			141

141

滿洲國產業の開發

一四二

小計	一、二五五、〇〇〇、〇〇〇	四九〇、七七九
各省通計	二、七二一、二四三、〇〇〇	九、九二四、九四七

撫順炭坑は暫く措き、その他の炭坑は、或は軍閥の手により、或は民間により經營され來り、軍閥壓制下にあつてその經營は極めて亂脈なるものであつた。石炭埋藏量の豊富は、全く滿洲國の福音にして、これが開發利用は極めて重要とするところであり、その經營の合理化と統制とは、新國家の尤も意圖するところであります。

鐵。鐵鑛は滿洲鑛産物中尤も重要なものの一つであります。品質は良好とは稱し難いが、其の埋藏量の豊富は、石炭及其他原料と相俟つて、滿洲於ける將來の世界的製鐵事業を約束するものであります。埋藏量約七億噸と推定されてゐます。

奉天省

地名	埋藏量		一九三〇年採掘高(噸)
	推定鑛量(噸)	平均鐵分	
西安山貧鑛	三〇六、七〇〇、〇〇〇	三〇—四〇%	—
東鞍山	—	—	—
大孤山	—	—	五〇四、二五四
櫻桃園	—	—	—
王家堡子富鑛	一、三〇〇、〇〇〇	四〇—六〇%	二四四、一六七
廟兒溝	—	—	—
富鑛	三、〇〇〇、〇〇〇	六〇—六五%	—
貧鑛	二五〇、〇〇〇、〇〇〇	三五%以上	一四一、〇〇〇
弓張嶺	一、一二〇、〇〇〇	六五%以上	—
八盤嶺	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三五%以上	—
歪頭山	三三、〇〇〇、〇〇〇	三〇%以上	—

滿洲國產業の開發

一四三

大 栗 子 溝	一、三五〇、〇〇〇	五〇%	
七 道 溝	一、二四〇、〇〇〇	五五%	
于 西 溝	一、二〇〇、〇〇〇	三〇—五〇%	
吉 林 省			
鑛 洞 子	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇%以上	
合 計	六九七、八三〇、〇〇〇		八八九、四二二

その他鑛産として油母頁岩、菱苦土、鑛苦灰石、石灰岩、耐火粘土、滑石、硅石等品質良好にして而も豊富に埋藏されてゐます。これ等非金屬鑛物は、近代工業の基調をなすものであり、これが開發と統制とは、滿洲國の尤も留意するところであります。更に金及砂金、黑龍江畔は、將來滿洲國の金本位制と相俟つて注目すべきものがあります。

柞蠶 柞蠶の飼育範圍は、遼寧省遼河以東各地に亘り、蓋平、岫巖、寬甸、安東を著名なる産地とし、鳳城、海城、莊河の各縣は之に亞いで有名であります。柞蠶繭

の生産額は、就いて見るべき統計を缺いてゐるが、一九三〇年度に於ける滿洲輸移出貿易の二・四%、九百四十餘萬海關兩に達してゐます。

鹽 鹽は、滿洲に於ける重要な産業であり、年生産額八億七千餘萬斤に達します(一九二九年)。内四億餘萬斤は關東鹽であります。關東州鹽は暫く措き、主なる鹽田は、鹽湖三區の外、營蓋復縣、莊河、鳳、錦、縣、興、綏、北、鎮、盤、山の沿海八鹽田であります。鹽の輸出は、一九三〇年に於ける全滿輸移出貿易の一・〇%、四千餘萬海關兩を占めてゐます。

皮革及毛皮 皮革及毛皮は、滿洲畜産加工品中重要な地位を占めるものであります。毛皮類は、狗皮、兔皮、貂皮、狐皮、狸皮、鼬皮、貉皮、狼皮等が主なるもので、黑龍江省、吉林省等の北方産を最良としてゐます。皮革加工技術の幼稚なるため現況にあつては、大部分は生皮の儘、歐米及天津方面に輸移出されてゐるが、技術の進歩と加工工場の整備と共に、大いに將來を囑するに足るものであります。

木材

滿洲に於ける立木蓄積見込高は、約一四九億石と推定されてゐる。

地

域

森林面積

現在見込立木蓄積

鴨綠江流域右岸並渾河流域

九八〇、八三一

三六一、三三二、六八〇

松花江流域

一、四三六、八三九

八七四、〇三六、〇〇〇

豆満江流域

八三二、五六二

四二〇、四〇〇、八〇〇

牡丹江流域

六三四、九六六

四二〇、九五〇、九〇〇

拉林河流域

六三三、七七五

三〇〇、四八九、八〇〇

東鐵東部沿線

二、六五一、〇六二

八九八、二九六、五五〇

三姓地方

五、二九〇、九九二

二、六一五、三〇一、八〇〇

大興安嶺

一四、〇〇〇、〇〇〇

五、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇

小興安嶺

一〇、〇〇〇、〇〇〇

三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇

計

三六、四六一、二二八

一四、九九一、八〇八、五三〇

軍閥治下に於ける森林行政は、何等その實なく、山火濫伐相踵ぎ、森林は荒

廢するがまゝに放任されるの状態にあつたのであります。嘗ては林務局の下に種々なる法令規則の徒らなる發布は、多くは軍閥の暴利獲得のためにする以外の何物でもなかつたのであります。乃ち滿洲國は、國家百年の大計の下に、大いに、森林行政の徹底を期し、木材資源の枯渴を防衛し、これが保存並に保育の方途を講じます。

貿易

滿洲の貿易總額は、七〇三、七一三、四九三海關兩にして、輸出額三九六、七一四、〇五六海關兩、輸移入三〇六、九九九、四三七海關兩、輸移出超加八九、七一四、六一九海關兩であります(一九三〇年)

滿洲總貿易額累年表

(單位—海關兩)

年	輸 移 入	輸 移 出	計
一九一〇	八八、八五七、四六四	九三、五五五、五七二	一八二、四一三、〇三六
一九一五	一〇八、一一一、六四六	一三〇、〇八四、五〇二	二三八、一九六、一四八
一九二〇	二〇五、一二九、四五一	二二五、九二六、四二九	四三一、〇五五、八八〇

滿洲國產業の開發

一九二五	二四四、七二一、五〇五	三一二、三六八、一九四	五五七、〇八九、六九九
一九二六	二七六、八四〇、六一九	三七〇、七四二、三九八	六四七、五八三、〇一七
一九二七	二六八、九一三、五八六	四〇八、〇三六、一七九	六七六、九四九、七六五
一九二八	三〇二、九五五、九〇四	四三四、〇三五、四二四	七三六、九九一、三二八
一九二九	三二九、六〇三、八六九	四二五、六五一、四九一	七五五、二五五、三六〇
一九三〇	三〇六、九九九、四三七	三九六、七一四、〇五六	七〇三、七一三、四九三

(註) 南滿—大連、牛莊、安東
 滿洲に於ける税關 北滿—哈爾濱、愛琿
 區 東滿—琿春、龍井村

輸移出品の大宗をなすものは、農産物であります。一九三〇年に於ける重なる輸移出品の地位を示せば次の如くであります。

全滿洲輸移出品(一九三〇年)

輸移出額(海關兩)

(%)

大豆	一四、二五六、七五四	二九・一
その他豆類	九、六八一、七〇九	二・四
豆	六六、一三五、三六五	一六・八
豆	二八、二〇七、三四五	七・二
粟	二四、三六五、〇九四	六・二
高粱	六、三九三、八八一	一・六
玉蜀黍	三、〇七八、五七五	〇・八
柞蠶絲	九、四一五、七九九	二・四
石炭	三七、五八八、二三九	九・六
鐵及同製品	八、五二六、七〇九	二・二
鹽	四、〇一七、九七一	一・〇
皮革	四、七六六、三四五	一・二
木材	三、〇〇〇、五六二	〇・八
滿洲國產業の開發		一四九

滿洲國産業の開發

その他 七三、五三九、八九八
合計 三九二、八七四、二四六

一五〇

一八・七

一〇〇・〇

(註) 愛琿・琿春・龍井村各管區を除く。

輸移入品は、先進諸國の工業製品であり、その大宗をなすものは綿織物(五四、三三〇、六五六海關兩)であり、全輸移入品の一八%を占めてゐます。

全滿洲輸移入品價額比較(一九三〇年)

(單位—海關兩)

綿織物	五四、三三〇、六五六	一八・〇
麥粉	一七、九五七、一二五	六・〇
機械・機器	一五、八一〇、六七〇	五・二
鐵及鋼	一三、五五三、五二七	四・五
紙卷及葉卷煙草	一三、二三八、五六八	四・四
綿織絲	一〇、九〇五、三四八	三・六

砂糖	一〇、二八三、〇〇四	三・四
麻袋	九、九六七、四四〇	三・三
棉花	八、二六九、八四九	二・七
紙類	七、三八五、五六六	二・五
藥品及藥材	七、三三七、〇一五	二・四
毛及毛綿交織物	六、一九二、六〇九	二・一
その他	一一六、五一二、〇四五	四一・九
合計	三〇一、七六三、四二二	一〇〇・〇

(註) 愛琿・琿春・龍井村を除く。

滿洲の對外國別貿易關係を示せば、次表の如くであり、滿洲の日本への輸移出入合計二七九、七四〇、六〇二海關兩(滿洲全貿易額の三九・七%を占む)を第一位として、南方支那これに亞ぎ、露西亞和蘭英國香港獨逸蘭領印度白耳義等と密接なる貿易關係にあります。

滿洲國産業の開發

一五一

全滿洲對外國別貿易額(一九三〇年)

(單位—海關兩)

	輸 移 入	輸 移 出	合 計
日 本	110,408,911	159,331,312	279,740,223
支 那	100,149,935	102,381,518	202,531,453
露 西 亞	15,700,838	50,796,408	66,497,246
和 蘭	1,468,398	34,733,599	36,201,997
英 本 國	10,444,142	10,385,359	20,829,501
香 港	13,831,404	6,737,569	19,568,973
獨 逸	13,131,784	3,386,919	15,518,703
蘭 領 印 度	3,071,011	6,121,547	9,192,558
白 耳 義	3,701,696	1,638,484	5,340,180
そ の 他	26,944,348	21,311,092	48,255,440
合 計	306,999,437	396,724,056	703,723,493
			100.0%

一九一〇年に於ける滿洲の貿易は、漸く輸移出九三、五五五、五七二海關兩、輸移入八八、八五七、四六四海關兩に過ぎなかつたのであるが、二十年後の今日は、輸移出貿易に於て四倍強、輸移入貿易に於て三倍強の急速な増加を來してをります。而して今や、軍閥壓制の暴政は去つて、光明と安住の新滿洲國治下にあつて、資源の開發産業の躍進は期して待つべく、従つて貿易の進展は更に世界を隨着たらしめに至るも遠くはないであらう。

第七 滿洲國鐵道の統制

軍閥治下の鐵道

産業の開發は交通運輸機關の發達に俟つところ多いことは謂ふまでもありません。就中鐵道の四通八達は、經濟發展を助成する重要な大動脈たるものであります。

滿洲に於ける既成鐵道は、南北を縦貫する南滿洲鐵道（長春以北哈爾濱間の東支南線を更に呼海鐵道に延長することによつて南北縦貫の大幹線をなす）及これと丁字形に滿洲の北部を東西に横走する東支鐵道、東支と正しく平行に長春—吉林・吉林—敦化及び老頭溝—圖們江沿岸を結ぶ天圖輕便・吉敦・吉長三鐵道（これは所謂吉會鐵道をなすものであるが、敦化—老頭溝間未開通である。これが開通連絡の曉更に吉長鐵道を長春以西に延長することによつて

東支鐵道と完全に南北平行の動脈となるものである）東支南線と南北に平行する四平街—洮南・洮南—昂々溪・昂々溪—齊々哈爾を結ぶ四洮・洮昂・齊克三鐵道及び奉天を扇の要として山西關—奉天・奉天（蘇家屯）—安東を結ぶ山奉鐵道・安奉鐵道等を大幹線とし、本線十八その他支線を加へて總延長六、〇五一三軒に達してゐます。

鐵道名	區間	延長軒程	軌間	組織
南滿洲鐵道	大連—長春 周水子—旅順 大石橋—營口 蘇家屯—安東 蘇家屯—安東 其他支線	一、一一四・四	四呎八吋五	日本株式會社經營
東支鐵道	滿洲里—綏芬河 哈爾濱—寬城子及支線	一、七二六・六	五呎	滿露合辦經營
奉山鐵道	山海關—奉天 山海關—通遼 溝帮子—營口 錦縣—北票 大虎山—通遼 其他支線	八七六・二	四呎八吋五	英國借款 滿洲官辦
吉長鐵道	長春—吉林	一二七・七	同	日本借款 滿洲官辦

滿洲國鐵道の統制

四洮鐵道	四平街—洮南 鄭家屯—通遼	四三七	同	日本借款 滿洲官辦
洮昂鐵道	洮南—昂々溪	二二四・二	同	敷設資金日本立替 滿洲奉天省々辦
金福鐵道	金州—城子疃	一〇二・二	同	日滿合辦 日本株式會社經營
吉敦鐵道	吉林—敦化	二二〇・一	同	敷設資金日本立替 滿洲官辦
奉海鐵道	奉天—海龍 海龍—朝陽鎮 梅河口—西安 馬船口—海倫	三一九・六	同	滿洲官商合辦
呼海鐵道	朝陽鎮—吉林	二二一・一	同	滿洲官商合辦
吉海鐵道	昂々溪—齊々哈爾	一八三・四	同	滿洲官辦
齊克鐵道	小城市—梨樹溝	一六二・七	同	滿洲官辦
穆稜鐵道	蓮江口—興山鎮	六三・〇	五呎	露滿合辦
鶴立鐵道	昂々溪—齊々哈爾	五六・〇	同	滿洲官辦
齊昂輕便	本溪湖—牛心台及支線	二九・〇	一米	滿洲官辦
溪城輕便	圖們江岸—老頭溝 朝陽川—延吉	二四・〇	二呎六吋	滿日合辦
天圖輕便	開原—石家台—柳鹿	一一・〇	同	滿日合辦
開豐輕便		六三・七	一米	滿洲商辦

一五六

合計

六、〇五一・三

總延長六、〇五一・三軒の各鐵道は、滿洲の經濟的開發のために如何に役立つてゐるか。いま各省内に於ける延長軒程を見るに、奉天省二、九七〇・二軒、吉林省一、四九一・八軒、黑龍江省一、三七八・〇軒、熱河省漸く六三・八軒であります。即ち次の表に明瞭の如く、これを各省面積百平方軒當り延長軒程を見れば、奉天省は一、六〇四軒にしてかなりの交通網をなしてゐるが、吉林省漸く〇・六〇五軒、黑龍江省に至つては尙ほ七〇%の未開墾地域を有するに關らず延長軒程僅かに〇・二三七軒であります。熱河省に至つては、その南端を山奉線の一部が通ずるのみであるが故に、僅かに〇・〇四一軒にし過ぎない。

地名	鐵道名	延長軒程	面積百平方軒當延長軒程
奉天省	南滿洲	一、〇九二・九	(奉天省面積一八五、一六三平方軒)
	奉山	八二二・四	
	四洮	四二八・七	

滿洲國鐵道の統制

一五七

洮昂	一〇八・〇
金福	一〇二・三
奉海	三二一・一
吉海	一八・四
溪城	二二・七
開豐	六三・七
計	二、九七〇・二
南滿洲	二一・五
東支	七九四・八
吉長	一二五・五
吉敦	二一〇・四
吉海	一六五・〇
穆稜	六三・〇
計	一・六〇四
吉林省面積	二四六・四二二平方杆

天圖

一一一・六

計

一、四九一・八

〇・六〇五

黑龍江省

九三一・七

(黑龍江省面積二四六、四二二平方杆)

東支

洮昂

一一六・二

呼海

二二一・一

齊克

三〇・四

鶴立

五五・六

齊昂

二四・〇

計

一、三七九・〇

〇・二三七

熱河省

六・三八

(熱河省面積一五六・七九一平方杆)

計

六三・八

〇・〇四一

右の如く各省内に於ける鐵道の現状は、奉天省を除き、未だ經濟開發の十分な使命を全うするに足りないであります。而も軍閥治下に於けるこれ等鐵道

の經營は日本滿鐵關係線を除く、一つに軍閥的擄取の巧妙なる手段によつて、軍閥的利益の壟斷をのみ目的とし、地方經濟の開發は全く度外視乃至蹂躪し去つたのであります。軍閥治下に於ける所謂對日本鐵道問題所謂日本滿鐵線包圍計畫等盡く軍閥的利益と排日畫策のみを全目標としたものであり、斷じて地方經濟開發のために思念したものではありません。

新滿洲國の鐵道政策は、軍事鐵道は暫く措き、滿洲三千萬住民の生活を最も思念するが故に、その基調は、經濟開發のためにする經濟鐵道の完成に置くことは謂ふまでもありません。而してこれが爲めには更に幾多の新經濟鐵道を建設し、滿洲國産業の開發と物資の圓滑なる流通を計らなければならぬのであります。ここに滿洲國當面の處置は、軍閥治下に於ける不合理極まる鐵道經營を經濟鐵道としての軌道に立脚してこれが經營の合理化を計ることが最肝要であります。更に經營の合理化と共に、軍閥治下に於ける分散無秩序なる各鐵道相互間を、連絡あり統制ある一體系下に總ぶる必要があります。各鐵道相互

間の運輸連絡の統一を行ふと共に、更に全滿洲國の鐵道を一統制下に總轄し以て十全なる經濟開發の使命を全うせねばなりません。即ち經營の統一こそ滿洲國焦眉の處置であります。

第八 滿洲國建國通告

大同元年三月一日、漢滿蒙日韓五族の融合の下に滿洲國は建國されました。こゝに東洋史上バルカンの禍根は永久に掃除され、光輝ある東亞の保全は磐石に確保されるに至りました。滿洲國の建國は、ひとり軍閥壓制下に呻吟せる三千萬民衆の歡びのみでなく齊しく東亞全住民の歡喜であり、正しく世界萬民の光明を萌すものであります。新王道國家滿洲國建國の意義と使命は、即ちこゝに存します。建國宣言は、『王道主義を實行して必ず境内一切の民族をして熙々皞々として春臺に登るが如くならしめ、東亞永久の光榮を保ちて世界政治の模範となさんとす』と宣して、滿洲國國是を千載に確立してゐます。『光は東方より』光輝ある世界史の新たなる第一頁は、燦として滿洲國建國に展開されるであります。

ここに、大同元年三月十二日滿洲國政府外交部長謝介石の名に於て、友邦先進諸國に致せる「滿洲國建國通告」を牢記して、更に濃かなる萬邦の照鑑を仰ぎます。

滿洲國建國通告

予は貴下に向つて奉天、吉林、黒龍、熱河、東省特別區、蒙古諸聯盟は合同して獨立政府を建設し支那共和國との關係を絶ち一九三二年三月一日を以て滿洲國を建設せることを通報するの光榮を有す、閣下も既に御承知あるべき通り、學良の率ゐる舊軍憲は東北諸省の統治に當り利慾を専らにし人民の綱紀頹廢等の結果極度の難苦に呻吟せり、しかして排外政策の實行に伴ひ對外關係は甚しく毀損せられたり、他方支那本部においては何等統一あり完全せる政府なく諸軍閥は相互に鬭争殺戮を企て一般省民は曾て寧日なし、こゝにおいてか滿洲住民は舊軍閥没落を好機とし、戮力協心して新國家を建設せり、

滿洲政府は法制を完成し民衆生活の安固を確立し、その福祉安寧を増進せんがため全力を盡さんとす

對外關係に關しては次の如き諸原則に合致し友好關係を調整せんとす

第一 新政府は國務の遂行に當り誠實信義の根本原則を遵守し和衷友好の精神を堅持し約定を重んじて國際平和の増進を期す

第二 國際法及國際慣例に則り國際正義を尊重す

第三 外國との條約に基く支那共和國の義務は國際法及國際慣例に照し新國家これを繼承し忠實にその義務を履行す

第四 新國家は滿洲領域内における外國人の既得權を犯すことなくその生命財産に對し充分なる保護を與ふ

第五 新國家は外國人民の入國及び居住を歓迎し、諸民族に對し平等且つ衡平の待遇を與ふ

第六 外國との通商貿易を奨め世界經濟の發展に貢獻す

第七 外國人の滿洲における經濟的活動に對しては門戶開放の原則を恪守す

滿洲國政府は貴國において以上新國家建設の趣旨を充分諒得せられ貴國と滿洲國政府との間に公式の外交關係の開始せられんことを切に布望す

大同元年三月十二日

滿洲國政府外交部長

謝 介 石

各國外務大臣

第九 滿洲國政府組織法並諸官制

政府組織法

參議府官制

國務院官制

監察院法

國務院各部官制

資政局官制

統計處官制

興安局官制

省公署官制

政府組織法

三月十一日執政府發表

第一章 執政

- 第一條 執政ハ滿洲國ヲ統治ス
- 第二條 執政ハ滿洲國ヲ代表ス
- 第三條 執政ハ全人民ニ對シ責任ヲ負フ
- 第四條 執政ハ全人民之ヲ推舉ス
- 第五條 執政ハ立法院ノ翼贊ニヨリ立法權ヲ行フ
- 第六條 執政ハ國務院ヲ統督シ行政權ヲ行フ
- 第七條 執政ハ法律ニヨリ法院ヲシテ司法權ヲ行ハシム
- 第八條 執政ハ公共ノ安寧福利ヲ維持増進シ又ハ法律ヲ執行スルタメ命令ヲ發シ又ハ發セシム、但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルヲ得ス

第九條 執政ハ公安ヲ維持シ又ハ非常ノ災害ヲ防遏スルタメニ立法院ヲ召集スル事ヲ得サル場合ニ於テハ參議府ノ同意ヲ得テ法律ト同一ノ効力アル緊急命令ヲ發スル事ヲ得、但シ此ノ命令ハ次ノ會期ニ於テ立法院ニ報告スヘシ

第十條 執政ハ官制ヲ定メ官吏ヲ任免シ及ヒ其ノ俸給ヲ定ム、但シ本法其ノ他ノ法律ニヨリ特ニ定メラレタルモノハ此限りニ非ス

第十一條 執政ハ宣戰媾和及ヒ條約締結ノ權ヲ有ス

第十二條 執政ハ陸海空軍ヲ統率ス

第十三條 執政ハ大赦、特赦、減刑及ヒ復權ヲ命ス

第二章 參議府

第十四條 參議府ハ參議ヲ以ツテ之ヲ組織ス

第十五條 參議府ハ左ノ事項ニツキ執政ノ諮詢ヲ待ツテ其ノ意見ヲ提出ス

一、法律

二、命令

三、豫算

- 四、列國交渉ノ條約、約束並ニ執政ノ名ニ於テ行フ對外宣言
 - 五、重要ナル官吏ノ任免
 - 六、其ノ他ノ重要ナル國務
- 第十六條 參議府ハ重要ナル國務ニ關シ執政ニ意見ヲ提出スルコトヲ得

第三章 立法院

- 第十七條 立法院ノ組織ハ別ニ法律ニヨリ之ヲ定ム
- 第十八條 凡テ法律案及ヒ豫算案ハ立法院ノ翼賛ヲ得ル事ヲ要ス
- 第十九條 立法院ハ國務ニ關シ國務院ニ建議スル事ヲ得
- 第二十條 立法院ハ人民ノ請願ヲ受理スル事ヲ得
- 第二十一條 立法院ハ執政毎年之ヲ召集ス
- 常會ノ會期ハ一ヶ月トス、但シ必要アル場合執政ハ之ヲ延長スル事ヲ得
- 第二十二條 立法院ハ議員總數ノ三分ノ一以上出席スルニ非サレハ開會スル事

ヲ得ス

- 第二十三條 立法院ノ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以ツテ之ヲ決ス可否同數ナル時ハ議長ノ決スル所ニヨル
- 第二十四條 立法院ノ會議ハ之レヲ公開ス、但シ國務院ノ要求又ハ立法院ノ決議ニヨリ秘密會トスル事ヲ得
- 第二十五條 立法院ノ議決セル法律案及豫算案ハ執政之レヲ裁可シ公布施行セシム
- 立法院法律案又ハ豫算案ヲ否決セル時ハ執政ハ理由ヲ示シテ之レヲ再議ニ附シ仍ホ改メサル時ハ參議府ニ諮リテ其ノ可否ヲ裁決ス
- 第二十六條 立法院議員ハ院内ニ於ケル言論及ヒ表決ニ關シ院外ニ於テ責任ヲ負フ事ナシ

第四章 國務院

- 第二十七條 國務院ハ執政ノ命ヲ受ケ諸般ノ行政ヲ掌理ス

第二十八條 國務院ニ民政、外交、軍政、財務、實業、交通、司法ノ各部ヲ置ク

第二十九條 國務院ニ國務總理及各部ニ總長ヲ置ク

第三十條 國務院總理及ヒ各部總長ハ何時タリトモ立法院會議ニ出席シ且ツ發言スル事ヲ得、但シ表決ニ加ハル事ヲ得ス

第三十一條 法律、教令及ヒ國務ニ署スル教書ハ國務總理之レニ副署ス

第五章 法院

第三十二條 法院ハ法律ニヨリ民事及ヒ刑事ノ訴訟ヲ審判ス、但シ行政訴訟其他ノ特別訴訟ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 法院ノ構成及ヒ法官ノ資格ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 法官ハ獨立シテ其ノ職務ヲ行フ

第三十五條 法官ハ刑事事又ハ懲戒ノ裁判ニヨルノ外其ノ職ヲ免セラレル事無シ又其ノ意ニ反シテ停職、轉官、轉所及ヒ減俸セラル、事無シ

第三十六條 法院ノ對審判決ハ之ヲ公開ス、但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スル恐

レアル時ハ法律ニヨリ或ハ法院ノ決議ヲ以テ公開ヲ停止スル事ヲ得

第六章 監察院

第三十七條 監察院ハ監察及ヒ審計ヲ行フ

監察院組織及ヒ職務ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條 監察院ニ監察官及ヒ審計官ヲ置ク

第三十九條 監察官及ヒ審計官ハ刑事裁判若シクハ懲戒處分ニ依ルニ非サレハ其ノ職ヲ免セララルコトナシ又其ノ意ニ反シテ停職、轉官及ヒ減俸セラルルコトナシ

附則

第四十條 本法ハ大同元年三月九日ヨリ之ヲ施行ス

參議府官制

第一條 參議府ハ參議若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第二條 參議府ニ議長及ヒ副議長各一人ヲ置キ參議中ヨリ執政之ヲ命ス

議長ハ參議府ノ事務ヲ統治シ參議府ヨリ發スル公文書ニ署名ス、副議長ハ議長ヲ輔佐シ議長故障アル時ハ其ノ職ヲ行フ

議長副議長共ニ故障アル時ハ參議ノ一人命ヲ承ケ議長ノ職務ヲ代理ス

第三條 參議府ノ意見ハ參議府會議ニヨリ之ヲ決ス

第四條 參議府會議ハ參議過半数出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

第五條 參議府會議ノ議事ハ出席參議ノ多数決ニヨリ、可否同數ナル時ハ議長ノ決スルトコロニヨル

第六條 議長ハ會議ニ關シ必要アル場合ハ國務總理各部總長及ヒ監察院長又ハ其ノ代理者ヲ會議ニ出席セシメ意見ヲ陳ヘシムルコトヲ得

第七條 議長ハ必要ニヨリ參議中ヨリ審査委員ヲ任命シ特別ノ事項ニ關シテハ審査セシムルコトヲ得

第八條 參議府ニ祕書局ヲ設ケ左ノ職員ヲ置ク

局長(簡任)

祕書官(簡任或ハ薦任)

屬官(委任)

第九條 局長ハ議長ノ命ヲ承ケ常務ヲ監理ス、祕書官ハ局長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル、屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第十條 議長ハ祕書局長及ヒ祕書官ノ進退及ヒ賞罰ニツキ國務總理ヲ經テ執政ニ奏薦シ委任官以下ハ之ヲ專行ス

第十一條 本官制ハ大同元年三月九日ヨリ之ヲ施行ス

國務院官制

第一條 國務總理ハ執政ノ命ヲ承ケ各部總長ヲ指揮監督シ、國家行政ノ機務ヲ處理シ其ノ責ニ任ス

國務總理故障アル時ハ總長ノ一人命ヲ受ケ其事務ヲ代理ス

第二條 國務總理ハ其職權又ハ特別ノ委任ニヨリ任免ヲ發スルコトヲ得

第三條 國務總理ハ必要ト認メタル時ハ各部總長ノ任免又ハ處分ヲ停止シ若シクハ取消スコトヲ得

第四條 國務總理ハ部下ノ官吏ヲ監督シ其ノ任免進退及賞罰ニツキ執政ニ奏請シ、委任官以下ハ之ヲ專行ス

第五條 行政事務ノ連絡統一ヲ圖リ以テ全局ノ平衡ヲ維持スルタメ國務院會議ヲ設ク、國務院會議ハ國務總理之レヲ主宰シ各部總長、總務長官、法制局長、公安局總長、資政局長或ハ其ノ代理者ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 左ノ各件ハ國務院會議ヲ經ルコトヲ要ス

- 一、法律、敎令、軍令及豫算
- 二、外國條約及重要涉外案件
- 三、各部間ノ主管權限ノ爭議
- 四、豫算外ノ支出

五、其他重要ナル國務

第七條 國務院各部總長ハ國務總理ノ命ヲ受ケ其ノ主管事務ヲ掌理ス各部ノ官制ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 國務總理ハ部内ノ機密、人事、主計及需要ニ關スル事項ヲ直宰シ總務廳ヲ置キ之ヲ處理セシム

第九條 總務廳ニ左ノ職員ヲ置ク

總務長官(特任)

祕書官(簡任或ハ薦任)

理事官(簡任)

技師(簡任或ハ薦任)

事務官(薦任)

屬官(委任)

總務廳ニ次長(簡任)一人ヲ置クコトヲ得

第十條 長官ハ國務總理ノ命ヲ受ケ處部ノ官吏ヲ指揮監督シ廳務ヲ處理ス

第十一條 次長ハ總務長官ヲ輔佐シ總務長官若シ事故アル時ハ其ノ職務ヲ代行ス

秘書官ハ機密事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル

理事官及技師ハ長官ノ命ヲ受ケ所管ノ事務及技術ヲ掌ル

事務官ハ上官ノ命ヲ受ケ事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ指揮ヲ受ケ事務ニ従事ス

第十二條 總務廳ニ左ノ四處ヲ設ク

處ニ處長ヲ置キ秘書官或ハ理事官ヲ以テ之ニ充ツ

秘書處

人事處

主計處

需要處

第十三條 秘書處ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス

一、機密ニ屬スル事項

二、法令、教令、軍令、教書及ヒ院令ノ公布ニ關スル事項

三、官印ノ管守ニ關スル事項

四、公文書收發ニ關スル事項

五、刊行物ノ發行ニ關スル事項

六、會計及ヒ庶務ニ關スル事項

第十四條 人事處ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス

一、官吏ノ任免進退及ヒ身分ニ關スル事項

二、官吏ノ紀律及ヒ賞罰ニ關スル事項

三、官吏ノ給與及ヒ恩給ニ關スル事項

四、議員選任ニ關スル事項

第十五條 主計處ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス

- 一、總括豫算及ヒ總括決算ニ關スル事項
 - 二、特別會計ノ豫算及ヒ決算ニ關スル事項
 - 三、國債ニ關スル事項
 - 四、收支ノ課目ニ關スル事項
- 第十六條 需要處ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス
- 一、營繕ニ關スル事項
 - 二、用度ニ關スル事項
- 第十七條 各處ノ分科規定ハ總務長官之ヲ定ム
- 第十八條 本官制ハ大同元年三月九日ヨリ之ヲ施行ス

監察院法

- 第一條 監察院ハ執政ニ直隸シ、國務院ニ對シ獨立ノ地位ヲ有ス
- 第二條 監察院ニ左ノ職員ヲ置ク

院長(特任)

監察官(簡任或ハ薦任)

審計官(簡任或ハ薦任)

祕書官(簡任或ハ薦任)

事務官(薦任)

屬官(委任)

第三條 院長ハ部下ノ官吏ヲ指揮監督シ、院務ヲ總理ス

院長事故アルトキハ部長ノ一人命ヲ承ケ其ノ職務ヲ代理ス

第四條 院長ハ薦任官以上ノ進退及賞罰ニ就キテハ國勢總理ヲ經テ執政ニ奏薦シ、委任官以下ハ之ヲ專行ス

第五條 監察官ハ院長ノ命ヲ承ケ監察ヲ掌ル

審計官ハ院長ノ命ヲ承ケ審計ヲ掌ル

祕書官ハ院長ノ命ヲ承ケ機密事項及ヒ特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル